

いじめ対応ガイドブック・支援ツール

# = コンパス =

未然防止



令和4年(2022年)10月



北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課



## はじめに

近年、「いじめ問題」は、通信技術の進展等、急速な社会変化の中で、SNS 内でのいじめの増加等、ますます複雑化、潜在化しており、生徒指導上大きな課題となっています。

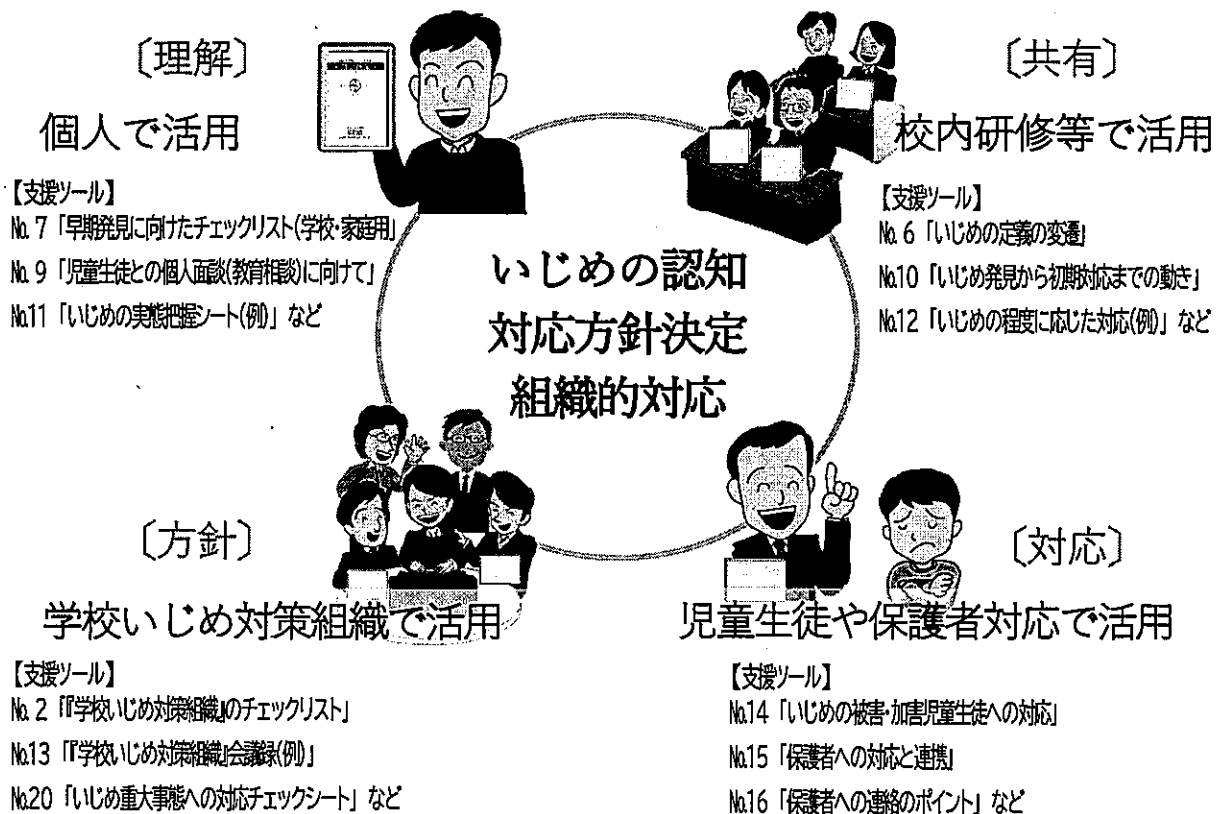
平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行されましたが、その後も教職員によるいじめ情報の抱え込みや児童生徒理解に欠ける不適切な対応、組織の機能不全等により、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりする事案が発生しています。

いじめ問題へ適切に対応するためには、全ての教職員がいじめの定義や組織的な対応等について理解を深めるとともに、校長のリーダーシップの下、「学校いじめ対策組織」を中心に、全教職員でいじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めることが大切です。

このような中、道教委では、国や先進的な都府県の取組などを参考とし、「未然防止」「早期発見」「組織的対応」「重大事態への対応」の 4 段階での具体的な取組や支援ツールなどをまとめた資料「コンパス」を作成しました。

全ての児童生徒が自己実現に向けて、安心して学校生活を送ることができるよう、管理職はもとより、教職員一人一人が本資料を積極的に活用し、いじめ問題に取り組みましょう。

## 「コンパス」の活用方法



「コンパス」は、教職員用の PC やタブレット等にデータで保存するなどして、すぐに確認したり、活用したりすることができるようにしましょう。

# 目次

I	いじめ防止に向けた取組推進のポイント	(P.1)
II	4段階の具体的な取組（ガイド・支援ツール）	(P.3)
1	未然防止	
(1)	児童生徒が安心して生活できる風土の醸成	(P.5)
	・魅力ある授業の実現	
	・豊かな情操と道徳心を養い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導	
	・「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」に着目したいじめ未然防止の取組	
(2)	教職員の意識向上と組織的な対応	(P.6)
	・「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	
	・「学校いじめ対策組織」の役割の明確化等	
	・PDCA サイクルによる取組の検証・改善	
(3)	保護者等との共通理解	(P.7)
	・保護者や地域住民等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進	
	・学校の取組等の積極的な発信	
2	早期発見	
(1)	いじめの定義に基づく確実な認知	(P.14)
	・全教職員によるいじめの定義等の共通理解	
	・「学校いじめ対策組織」によるいじめの認知の徹底	
(2)	初期段階でのいじめの認知	(P.15)
	・一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策組織」につなげる仕組みの構築	
	・日常的な児童生徒への声かけと様子の観察	
	・定期的ないじめアンケートの実施	
	・定期的な個人面談（教育相談）	
3	組織的対応	
(1)	早期対応	(P.22)
	・いじめの事実確認	
	・いじめの認知と対応方針の決定	
	・対応方針に基づく取組と改善の進捗状況の確認	
	・被害児童生徒の安全確保と不安解消	
	・加害児童生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察	
	・いじめ解消の判断	
(2)	長期化する事案への対応	(P.24)
	・被害及び加害児童生徒の保護者の理解に基づく対応	
	・関係機関等との連携	

#### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態発生の判断・報告 [P.40]
  - ・全教職員による「重大事態の定義」の理解
  - ・所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断
  - ・重大事態発生の報告
- (2) 被害児童生徒への支援等 [P.41]
  - ・学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援
  - ・保護者への対応方針及び対応経過の説明
  - ・外部人材や関係機関等と連携した支援
- (3) 加害児童生徒への指導等 [P.42]
  - ・いじめの行為に対する教職員の指導
  - ・教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援
  - ・保護者への説明や協力関係の構築
  - ・別室での学習の実施
  - ・警察や児童相談所等の関係機関と連携した支援
- (4) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告 [P.43]
  - ・調査組織の決定と調査の実施
  - ・「不登校重大事態」における調査
  - ・被害児童生徒の保護者に対する調査結果に関する情報提供
  - ・教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告
  - ・地方公共団体の長による再調査への協力

#### III 資料

- いじめ防止対策推進法 [P.48]
- 北海道いじめの防止等に関する条例 [P.54]

# いじめ防止に向けた取組推進のポイント

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為です。

そのため、学校は、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という認識の下、組織的に対応することが重要です。

学校においては、「いじめ防止対策推進法（以下、法という。）」を踏まえ、次の点に留意し、いじめ防止対策を徹底していく必要があります。

## 1 いじめの定義を理解し、軽微ないじめも見逃さない

- 児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという法の定義に基づき、学校としていじめを認知する。
- 教職員がささいな兆候や懸念、児童生徒の訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、法により全ての学校に設置されている「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という。）」に報告や相談を行う。

## 2 「学校いじめ対策組織」を中心に、組織的に取り組む

- 「学校いじめ対策組織」の役割を明確にするとともに、教職員は、「学校いじめ対策組織」への報告・連絡・相談を欠かさず行い、あらゆるいじめに対して、教職員が一人で抱え込むことがないように、組織的な対応を行う。
- 学校は、積極的にいじめを認知し、初期段階での解決に向けて、迅速かつ組織的にいじめの状況を確認し、適切な役割分担により対応を行う。また、「学校いじめ対策組織」に集められた情報は、児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

## 3 相談しやすい環境をつくる

- 学校・家庭・地域が連携して、「児童生徒が安心して相談できる環境」をつくり、いじめについて大人に相談しやすい状況をつくる。
- 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教職員は児童生徒の信頼関係づくりに努めるとともに、児童生徒の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。

#### 4 児童生徒が、いじめについて考え、行動できるようにする

---

- 児童生徒自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるよう、教育活動全体を通じて、児童生徒の自己肯定感を育み、望ましい集団活動の中で自尊感情を高められるよう指導を行う。
- 多様性や互いのよさを認め合える態度を育成するため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、日常の授業から、児童生徒同士の話し合いによる合意形成や意思決定の場を設定する。

#### 5 保護者、地域、関係機関等の協力を得る

---

- 日頃から、保護者等にいじめの定義や学校いじめ防止基本方針、「学校いじめ対策組織」の役割等を分かりやすく伝え、学校と家庭が連携して、いじめ防止に取り組むとともに、いじめが認知された場合は、被害・加害児童生徒の保護者に対して、「学校いじめ対策組織」による解決に向けた対応方針を伝え、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。
- 日頃から、地域や関係機関等と「学校いじめ防止基本方針」の内容、学校の取組状況や課題について情報共有するとともに、課題解決に向けた方策について協議を行うなど、双方向の関係づくりに努める。

## 1 未然防止

- (1) 児童生徒が安心して生活できる風土の醸成 [P.5]
- 魅力ある授業の実現
  - 豊かな情操と道徳心を養い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
  - 「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」に着目したいじめ未然防止の取組
- (2) 教職員の意識向上と組織的な対応 [P.6]
- 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
  - 「学校いじめ対策組織」の役割の明確化等
    - ⇒ P. 8 支援ツールNo.1 「学校いじめ対策組織」の構成
    - ⇒ P. 9 支援ツールNo.2 「学校いじめ対策組織」のチェックリスト
    - ⇒ P.10 支援ツールNo.3 いじめ防止のための年間指導計画（例）
  - PDCAサイクルによる取組の検証・改善
    - ⇒ P.10 支援ツールNo.3 いじめ防止のための年間指導計画（例）
    - ⇒ P.11 支援ツールNo.4 いじめ問題への取組チェックシート（学校用・教職員用）
- (3) 保護者等との共通理解 [P.7]
- 保護者や地域住民等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進
    - ⇒ P.12 支援ツールNo.5 いじめの防止に向けた保護者向け資料
  - 学校の取組等の積極的な発信
    - ⇒ P.10 支援ツールNo.3 いじめ防止のための年間指導計画（例）

## 2 早期発見

- (1) いじめの定義に基づく確実な認知 [P.14]
- 全教職員によるいじめの定義等の共通理解
    - ⇒ P.17 支援ツールNo.6 いじめの定義の変遷
  - 「学校いじめ対策組織」によるいじめの認知の徹底
- (2) 初期段階でのいじめの認知 [P.15]
- 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策組織」につなげる仕組みの構築
  - 日常的な児童生徒への声かけと様子の観察
    - ⇒ P.18 支援ツールNo.7 早期発見に向けたチェックリスト（学校用・家庭用）
  - 定期的ないじめアンケートの実施
    - ⇒ P.20 支援ツールNo.8 いじめアンケート等の実施に向けて
  - 定期的な個人面談（教育相談）
    - ⇒ P.21 支援ツールNo.9 児童生徒との個人面談（教育相談）に向けて

## 3 組織的対応

- (1) 早期対応 [P.22]
- いじめの事実確認
    - ⇒ P.25 支援ツールNo.10 いじめ発見から初期対応までの動き
    - ⇒ P.26 支援ツールNo.11 いじめの実態把握シート（例）



- いじめの認知と対応方針の決定
  - ⇒ P. 28 支援ツールNo.12 いじめの程度に応じた対応（例）
  - ⇒ P. 29 支援ツールNo.13 「学校いじめ対策組織」会議録（例）
- 対応方針に基づく取組と改善の進捗状況の確認
  - ⇒ P. 30 支援ツールNo.13 「学校いじめ対策組織」会議録（例）
- 被害児童生徒の安全確保と不安解消
  - ⇒ P. 32 支援ツールNo.14 いじめの被害・加害児童生徒への対応
- 加害児童生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察
  - ⇒ P. 33 支援ツールNo.14 いじめの被害・加害児童生徒への対応
- いじめ解消の判断
  - ⇒ P. 31 支援ツールNo.13 「学校いじめ対策組織」会議録（例）

#### (2) 長期化する事案への対応 〔P.24〕

- 被害及び加害児童生徒の保護者の理解に基づく対応
  - ⇒ P. 34 支援ツールNo.15 保護者への対応と連携
  - ⇒ P. 36 支援ツールNo.16 保護者への連絡のポイント
- 関係機関等との連携
  - ⇒ P. 38 支援ツールNo.17 学校と警察との連携
  - ⇒ P. 39 支援ツールNo.18 いじめ問題「緊急支援チーム」の派遣

## 4 重大事態への対応

#### (1) 重大事態発生の判断・報告 〔P.40〕

- 全教職員による「重大事態の定義」の理解
- 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断
- 重大事態発生の報告
  - ⇒ P. 44 支援ツールNo.19 いじめ重大事態への対応フロー図
  - ⇒ P. 46 支援ツールNo.20 いじめ重大事態への対応チェックシート

#### (2) 被害児童生徒への支援等 〔P.41〕

- 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援
- 保護者への対応方針及び対応経過の説明
- 外部人材や関係機関等と連携した支援

#### (3) 加害児童生徒への指導等 〔P.42〕

- いじめの行為に対する教職員の指導
- 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援
- 保護者への説明や協力関係の構築
- 別室での学習の実施
- 警察や児童相談所等の関係機関と連携した支援

#### (4) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告 〔P.43〕

- 調査組織の決定と調査の実施
- 「不登校重大事態」における調査
- 被害児童生徒の保護者に対する調査結果に関する情報提供
- 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告
- 地方公共団体の長による再調査への協力

# 1 未然防止

## (1) 児童生徒が安心して生活できる風土の醸成

### ■ 魅力ある授業の実現

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、児童生徒が自らの考えを選択して決定する場の提供や、自己有用感を感じることができるような配慮、共感的な人間関係づくりを進める。

### ■ 豊かな情操と道徳心を養い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を養うため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・児童生徒が互いの人格を尊重し、思いやりの心をもって他者とかかわることができるようにするため、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に進める。
- ・児童生徒の規範意識を育むため、「特別の教科 道徳」はもとより、各教科など、学校の教育活動全体を通じて、決まりやルールについて理解させ、それらを守ろうとする態度を身に付けさせる。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

#### 【学習指導要領】

学校や学級（ホームルーム）内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動（就業体験活動）やボランティア活動、自然体験活動、地域行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童（生徒）の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

（小・中学校：第1章総則 第6 道徳教育に関する配慮事項）  
（高等学校：第1章総則 第7款 道徳教育に関する配慮事項）

### ■ 「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」に着目したいじめ未然防止の取組

- ・「いじめ未然防止モデルプログラム」等を参考に、「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」の3つの観点に着目したいじめ未然防止の取組を継続的に推進する。
- ・「居場所づくり」では、教職員が主体となり、すべての児童生徒が安心でき、他者から認められている、自分が必要とされる存在であると感じ、落ち着いて学べる場をつくること、学級や学校を落ち着ける場所にしていくことで、児童生徒のストレスや感情をコントロールする力、自己存在感・自尊感情を高めることを目指す取組を進める。
- ・「絆づくり」では、日々の授業や行事等において、すべての児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、他者とのかわり、他者の役に立っていると感じながら、主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒が主体となって活躍できる機会をつくることで、児童生徒の自己有用感の向上、人間関係を形成する力や社会性の育成を目指す取組を進める。
- ・「環境づくり」では、すべての児童生徒が安心して、落ち着いて主体的に学習したり生活したりすることができる学習環境、教室・学校環境を整備することを通して、児童生徒の自己実現を図る自己指導能力の育成、児童生徒が学校生活を営む上で必要な規範意識の向上を図る取組を進める。

【参考】 ○ いじめ未然防止モデルプログラム（道教委 Web ページ）

URL [https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijime\\_modelprogram.html](https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijime_modelprogram.html)

○ 児童生徒仲良しコミュニケーション活動奨励事業

URL <https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/nakayoshi-com.html>

## (2) 教職員の意識向上と組織的な対応

### ■ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

- ・学校、家庭、地域の実態を踏まえて、いじめ防止対策を示した「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
- ・年度始めの職員会議や校内研修等において、全教職員で「学校いじめ防止基本方針」について共通理解を図るとともに、全教職員が児童生徒や保護者等に対して、分かりやすい言葉で「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明する。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### ■ 「学校いじめ対策組織」の役割の明確化等

- ・「学校いじめ対策組織」は、構成員とその役割を明確にするとともに、一人一人の教職員が児童生徒の気になる様子や児童生徒同士のトラブル等に気付いた場合、「学校いじめ対策組織」に報告する手順や方法をチャート図で示し、教職員はもとより、児童生徒や保護者が理解できるようにする。
- ・法を踏まえて、「学校いじめ対策組織」は、当該学校の複数の教職員、SCやSSWなど心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成する。
- ・「学校いじめ対策組織」は、定期的に会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事案について情報を共有し、各事案への対応方法を協議する。
- ・「学校いじめ対策組織」は、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめ防止のための年間指導計画を定め、計画的に実践するとともに、保護者等に周知する。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

**支援ツール ⇒ P 8 「No.1 『学校いじめ対策組織』の構成」**

**支援ツール ⇒ P 9 「No.2 『学校いじめ対策組織』のチェックリスト」**

**支援ツール ⇒ P 10 「No.3 いじめ防止のための年間指導計画（例）」**

### ■ PDCAサイクルによる検証・改善

- ・「学校いじめ防止基本方針」の取組状況を検証する視点から、年度始め等に、アンケート、個人面談、校内研修、「いじめに関する授業」及びその他の取組等について、達成目標を設定しておく。
- ・「学校いじめ防止基本方針」が、「自校の実情に応じた実効性のある内容になっているか」「教職員がその内容を十分に理解し、共通実践が図られているか」などについて、絶えず検証し、改善を図っていく。
- ・学校の取組状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の結果等を活用して取組の検証を行い、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

**支援ツール ⇒ P 12 「No.4 いじめ問題への取組チェックシート（学校用・教職員用）」**

### (3) 保護者等との共通理解

#### ■ 保護者や地域住民等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進

- ・学校のいじめ防止の取組について、保護者や地域住民、関係機関等の理解を得て、連携・協力体制を築くため、年度当初のPTA総会や学級懇談会、コミュニティ・スクールの学校運営協議会など、様々な機会をとらえて「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「いじめの定義」や「いじめへの対応」など、保護者等と共通理解を図る内容を整理し、法に定める学校の取組をまとめたリーフレット等を作成・活用し周知する。
- ・年度ごとに「学校いじめ防止基本方針」を改訂する際に、保護者、地域住民、関係機関等の意見を反映させるなど、参画できる方法を工夫する。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

**支援ツール ⇒ P13 「No.5 いじめの防止に向けた保護者向け資料」**

#### ■ 学校の取組等の積極的な発信

- ・年度当初のPTA総会や学級懇談会、コミュニティ・スクールの学校運営協議会等で、「学校いじめ防止基本方針」と「いじめ防止のための年間指導計画」を提示し、未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組等について共通理解を図る。
- ・「いじめ防止のための年間指導計画」に位置付けた取組を確実に実行し、学校ホームページや学校便り等を活用して、保護者や地域住民に周知する。
- ・学校で実施した「いじめアンケート」の結果を踏まえた「いじめの認知件数」「今後の対応等」を周知し、学校の取組に対する理解を促す。
- ・「いじめの認知件数がない」学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぎ、認知漏れがないかを確認する。

#### 【文部科学省通知】

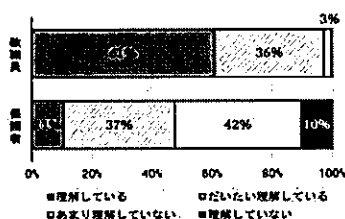
いじめを認知していない学校にあっては、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、それらの学校においては、いじめの認知件数が零であったということ児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

**支援ツール ⇒ P10 「No.3 いじめ防止のための年間指導計画（例）」**

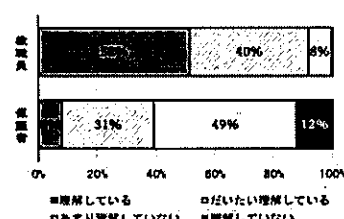
#### 参考 「いじめに対する意識」

道教委が実施した調査結果では、各項目において教職員と保護者との結果に差が見られます。PTA総会、学級懇談会、保護者面談、PTA研修会など、保護者が来校する機会に、いじめの定義や解消の要件等に説明するほか、いじめアンケートや教育相談の結果を踏まえた学校の対応について、学校便りやホームページ等で周知することが必要です。

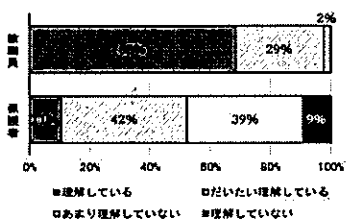
(1) 「いじめ防止対策推進法」及び「北海道いじめ防止条例」に関する条例に規定されているいじめの定義について



(2) 国及び道「いじめ防止基本方針」に示されている「いじめの解消の要件」について



(3) 学校のいじめ防止基本方針について



令和3年度「いじめに関する意識アンケート」調査の結果(令和4年6月 北海道教育委員会)より

## 「学校いじめ対策組織」の構成

■ 次に、基本となる構成を例示するので、参考にしてください。

「当該学校の複数の教職員」で「いじめ対策チーム」を構成し、そこに「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者」を委員に加えて、「学校いじめ対策組織」を構成します。

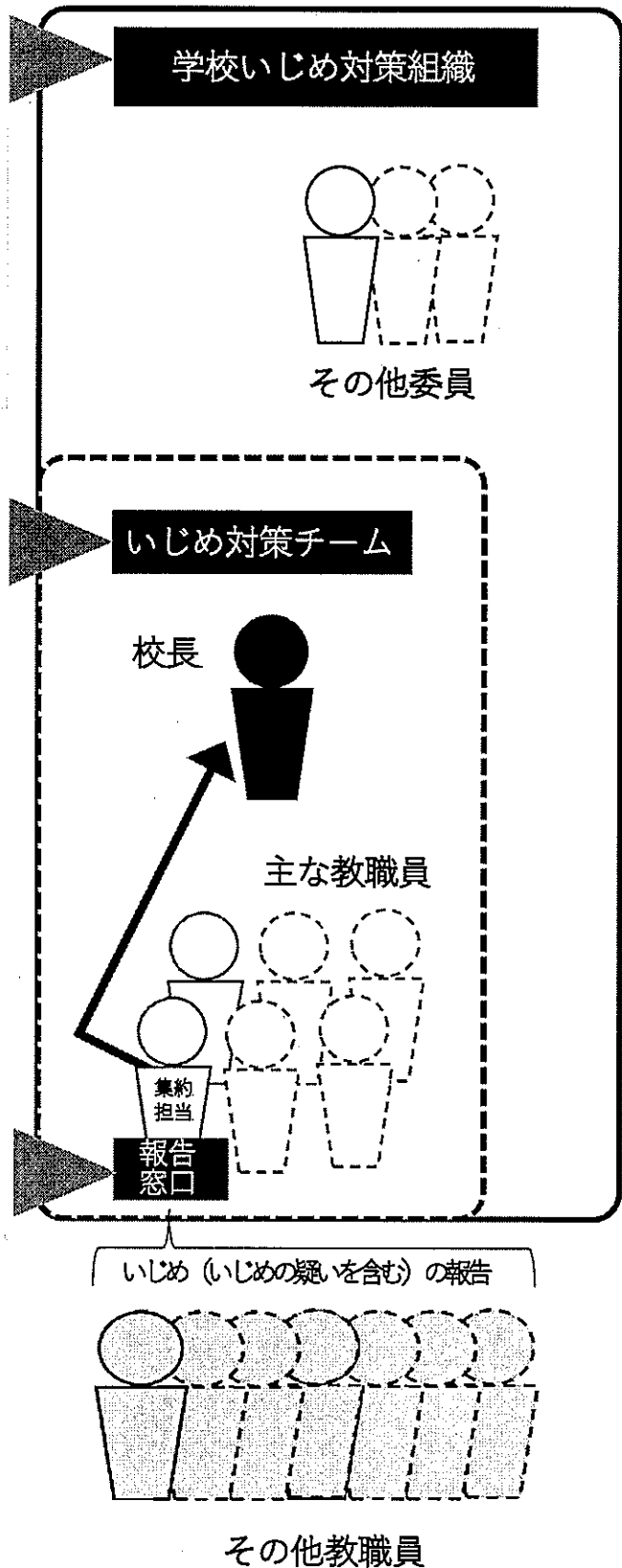
※その他の委員として、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、弁護士、民生委員等の地域の人材、警察関係者などが考えられます。

校内のいじめにかかわる様々な取組（未然防止から事後対応まで）を行う際に積極的にかかわる可能性の高い教職員で構成します。（SC等の参加も可）

※管理職、生徒指導主事・生徒指導主任、養護教諭、教務主任や主幹教諭、学年主任などが考えられます。

「いじめ対策チーム」のメンバーから「報告窓口」を担う者を充てます。報告を受けるとともに、その後の対応をコーディネートします。

※他の教職員からの報告をいつでも受けられるよう、担当する授業時数等の少ない者、あるいは授業時数を減らしてそうした任に当たれるようにした者、すぐ連絡が付けられる者を選びます。



「学校いじめ対策組織」のチェックリスト

■ 次のチェックリスト等を活用して、全教職員で「学校いじめ対策組織」について理解を深め、組織が機能しているか、定期的に確認しましょう。

	項目	内容	状況
1	組織の委員の構成等	法を踏まえて、「学校いじめ対策組織」は、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者※で構成している。 ※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、民生委員等の地域の人材、警察関係者など	
		教育課程の中に、いじめ防止の対策を位置付ける趣旨から、「いじめ対策チーム」に教務主任を入れるなど、学校の実態等に応じて編成している。	
2	年間指導計画の作成・実施	いじめ防止等の対策に係る学校の年間指導計画(校内研修、いじめに関する授業、教職員による個人面談、児童生徒対象のアンケート、保護者会での説明、児童生徒の主体的な活動への支援など)を策定している。	
		策定した計画が適切に実施されるよう運営している。	
		年間活動計画を「学校いじめ防止基本方針」の中に明記し、定期的に自校の実態に即して機能しているかを点検している。	
3	定例会議の設定	「学校いじめ対策組織」の機能と、具体的な取組を明確にしている。	
		定期的に会議を設定している。	
		事案ごとに、対応方針で示した取組の推進状況、児童生徒の状況等について確認し、今後の対応策を決定している。	
4	情報収集・共有	教職員一人一人が、誰にどのような手順で報告、連絡するかをチャート図で示し、共通理解を図っている。	
		児童生徒の様子で気になることやトラブルなどについて、「学校いじめ対策組織」として教職員から報告を受け、教職員間で情報を共有している。	
5	いじめの認知	教職員から、児童生徒の様子で気になることが報告された場合、校長の方針の下、事実確認の方法を決定している。	
		上記確認の結果について「学校いじめ対策組織」が報告を受け、当該の事案が、いじめであるか等について組織として判断している。	
		迅速な対応が必要な場合は、校長が生徒指導主事(主任)や学級(HR)担任等へ対応等を指示している。	
6	対応方針の協議	いじめの早期解決に向けた対応方針を協議している。	
		事案ごとに、被害や加害の児童生徒及びその保護者に対して、誰がどのように対応するか、役割分担を決定している。	
		対応方針について、学級(HR)担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認し、「学校いじめ対策組織」に報告している。	
7	指導・助言	管理職が、学級(HR)担任等に、適切に助言をしたり、相談に乗ったりしている。	
		特に若手教員に対しては、「学校いじめ対策組織」がきめ細かに指導・助言している。	
8	記録の保管・引継ぎ	全ての事案について、「学校いじめ対策組織」で確認した共通の様式で記録を残し、他の教職員が確認できる方法で保管している。	
		進級の際は、学級(HR)担任等がいじめに係る記録を確実に引き継いでいる。	
		児童生徒が進学する際は、進学先にいじめに係る記録内容を引き継いでいる。	
9	学校評価の実施・「学校いじめ防止基本方針」の改訂	「学校いじめ防止基本方針」の取組について、学校評価等で成果と課題を検証している。	
		評価結果を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を改訂している。	
		学校評価の評価項目には、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を位置付けている。	

いじめ防止のための年間指導計画（例）

- 全教職員でいじめ防止の取組を推進するため、いじめの未然防止や早期発見・早期対応等を観点として、年間指導計画を作成しましょう。

〔A校の年間指導計画〕

月	いじめ未然防止に係る学校行事や取組	心の通い合いを大切にした体験・異学年・異年齢交流	いじめの未然防止の取組			いじめ防止委員会 学校生活アンケート
			いじめに関する学習	さわやかな生徒会活動	教育相談・生活支援	
4	□入学式・新入生歓迎会 □道徳授業開き	【出会いを大切にした入学式・新入生歓迎会】 【自分を見つめる道徳開き】		□生徒会から全校生徒へのメッセージ	□学習・生活ガイダンス	★第1回いじめ防止委員会
5	□命の大切さ学習教室	【自他の命の大切さを学ぶ学習教室】	□道徳・A中の時間 【命の大切さ学習教室・事前指導】	□実践化を図る生徒会活動		□情報モラルアンケート①（全校） □「ほっと」の実施①
6					□教育相談①（全学級）	□いじめアンケート①（全校）
7	□情報モラル教室①（全校） □小学校との交流事業① 小中合同ボランティア	【健全な情報モラルを身に付ける情報モラル教室①】 【人とかかわりと地域の一員としての自覚を育むボランティア活動】	□A中の時間 【ネットの問題を考える】 □全校道徳・学級活動 【全校ボランティア事前・事後指導】	□中学生代表による小学校児童への全校ボランティアの活動参加の呼びかけ		★第2回いじめ防止委員会 ★第1回いじめ運営委員会（見守りネットワーク）
8	□小学校と交流事業② オープンスクール	【かかわり合う人間関係を身に付けるオープンスクール】			□夏季休業中の三者面談	
9			□全校学活 【異学年交流の振り返りとまとめ】	□実践化を図る生徒会活動		□「ほっと」の実施②
10	□A中祭 □いじめを考える道徳の授業	【地域への感謝を伝えるA中祭】 【いじめを減らすために何ができるかを考える道徳の授業】	□全校道徳 【いじめ根絶行動宣言作戦の取組】			□いじめアンケート②（全校）
11	□小学校との交流事業③ 小中合同さわやかフォーラム	【さわやかな学校生活をづくりだすための小中合同フォーラム】	□道徳・A中の時間 【さわやかフォーラム事前・事後指導】	□生徒会による市内中学生いじめ根絶宣言をもとに、いじめ根絶の実戦行動を図る運動	□進路面談（第3学年）	★第3回いじめ防止委員会
12				□生徒会を中心としたA中情報モラル委員会の立ち上げ	□教育相談②（第1・2学年）	□情報モラルアンケート②（全校） ★第2回いじめ運営委員会（見守りネットワーク）
1・2	□情報モラル教室②	【健全な情報モラルを身に付ける情報モラル教室②】	□道徳・A中の時間 【情報モラル教室の事前指導】	□A中版スマホ検定・A中版SNSカードを生かした生徒会主体の情報モラル教室の実施		□いじめアンケート③（全校） □「ほっと」の実施③
3	□卒業式	【全校生徒のかかわり合い、認め合い、調え合いをつくる卒業式】		□自分たちが築く次年度の学校像を生徒会が主体的に全校生徒に周知する活動		

〔ポイント〕

- いじめの未然防止に係る学校行事や体験・交流活動と、「いじめの未然防止の取組」等を関連付けた計画となっている。
- 取組内容が明確で、教職員及び生徒が各取組のつながりを意識し、見通しをもって取り組めるようになっている。
- いじめアンケートのほか、各種アンケートを実施し、全教職員で生徒の状況や変化を把握しようとしている。

# いじめ問題への取組チェックシート（学校用・教職員用）

■ 「学校いじめ対策組織」を中心とした組織的な取組の検証・改善を図るため、次のシートを活用し、定期的に確認しましょう。

〔学校用〕

学校シート		いじめへの問題の取組状況について		学校名	校長名
<p>※【回答方法】0：今年度中の計画に位置づけしていない 1：年度内に実施予定 2：実施している</p> <p>チェックリスト</p>					
1 積極的な認知	①	いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を再確認し、学校が一体となっていじめの認知が確実に行われるよう校内研修や意識啓発等を行っている。	6月	11月	
	②	日頃から児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組んでいる。	6月	11月	
	③	いじめの発生状況等について家庭や地域に向け公表し、検証している。	6月	11月	
	④	いじめのサインとして注意すべき児童生徒の行動や態度をまとめたチェックリストを活用し、日常的な見守りを徹底している。	6月	11月	
2 組織的対応	⑤	見解・通報を受けた教職員が一人で抱え込まず、「いじめ対策組織」において直ちに情報共有し、「いじめ対策組織」が中心となり、迅速かつ適切に対応している。	6月	11月	
	⑥	アンケート調査や個人面談の実施後、管理職を含めた「いじめ対策組織」がそれぞれの結果の検証を行っている。	6月	11月	
	⑦	北海道や市町村の「いじめ防止基本方針」を踏まえた対応マニュアルを作成している。	6月	11月	
	⑧	いじめ防止基本方針を「いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検、必要な見直しを行っている。	6月	11月	
3 未然防止の取組	⑨	望ましい人間関係の構築に向けたソーシャルスキルトレーニング等を導入している。	6月	11月	
	⑩	児童生徒の人間関係やコミュニケーション能力、学校生活の基盤などを把握するための調査（「ほっと」など）を実施している。	6月	11月	
	⑪	児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進している。	6月	11月	
	⑫	どのような行為がいじめに該当するのか、児童生徒が理解を深める取組を行っている。	6月	11月	
4 保護者、関係機関との連携	⑬	入学時・各年度の開始時、全校集会・学年集会、保護者会等の様々な機会を捉えて、児童生徒及び保護者に対し、自校の「いじめ防止基本方針やいじめに対する取組」について説明している。	6月	11月	
	⑭	いじめが認知された場合には、加害生徒及び被害生徒の双方の保護者に対して、「いじめ対策組織」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	6月	11月	
	⑮	「学校便り」や「学校いじめ防止基本方針」のホームページへの掲載など、地域住民が基本方針を理解し、学校の取組に協力できるように、継続して周知している。	6月	11月	
	⑯	犯罪行為とも捉えられるいじめについては、警察等の関係機関に速やかに通報等を行い、情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	6月	11月	
【6月】自校の取組状況の振り返り		【11月】自校の取組の振り返り		次年度に向けた改善策	
○成果		○成果			
○課題		○課題			

〔教職員用〕

教職員シート		いじめ問題への取組状況について		学校名	氏名
<p>※【回答方法】0：今年度中の計画に位置づけしていない 1：年度内に実施予定 2：実施している</p> <p>チェックリスト</p>					
1 積極的な認知	①	いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義に基づき、確実にいじめを認知している。	6月	11月	
	②	児童生徒等からのいじめの訴えや相談を受け、児童生徒の苦しみや悩みに寄り添うことのできるよう対応している。	6月	11月	
	③	いじめのサインとして注意すべき児童生徒の行動や態度をまとめたチェックリストを活用し、日常的な見守りを徹底している。	6月	11月	
	④	児童生徒が自主的に取り組む活動を推進している。	6月	11月	
2 組織的対応	⑤	見解・通報を受けた教職員が一人で抱え込まず、「いじめ対策組織」において直ちに情報共有し、「いじめ対策組織」が中心となり、迅速かつ適切に対応している。	6月	11月	
	⑥	アンケート調査や個人面談の実施後、管理職を含めた「いじめ対策組織」がそれぞれの結果の検証を行っている。	6月	11月	
	⑦	北海道や市町村の「いじめ防止基本方針」のホームページへの掲載など、地域住民が基本方針を理解し、学校の取組に協力できるように、継続して周知している。	6月	11月	
	⑧	いじめ防止基本方針を「いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検、必要な見直しを行っている。	6月	11月	
3 未然防止の取組	⑨	望ましい人間関係の構築に向けたソーシャルスキルトレーニング等を実施している。	6月	11月	
	⑩	児童生徒の人間関係やコミュニケーション能力、学校生活の基盤などを把握するための調査（「ほっと」など）を実施している。	6月	11月	
	⑪	児童生徒が自主的に取り組む活動を推進している。	6月	11月	
	⑫	どのような行為がいじめに該当するのか、児童生徒が理解を深める取組を行っている。	6月	11月	
4 保護者、関係機関との連携	⑬	入学時・各年度の開始時、全校集会・学年集会、保護者会等の様々な機会を捉えて、児童生徒及び保護者に対し、自校の「いじめ防止基本方針やいじめに対する取組」について説明している。	6月	11月	
	⑭	いじめが認知された場合には、加害生徒及び被害生徒の双方の保護者に対して、「いじめ対策組織」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	6月	11月	
	⑮	「学校便り」や「学校いじめ防止基本方針」のホームページへの掲載など、地域住民が基本方針を理解し、学校の取組に協力できるように、継続して周知している。	6月	11月	
	⑯	犯罪行為とも捉えられるいじめについては、警察等の関係機関に速やかに通報等を行い、情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	6月	11月	
【6月】自身の取組状況の振り返り		【11月】自身の取組の振り返り		取組状況について、自身で振り返り具体的な改善策	
○成果		○成果			
○課題		○課題			

## 〔ポイント〕

- ・本シートに数値を入力すると、右側のレーダーチャートに反映されます。
- ・年に複数回実施することで、学校の取組の成果や課題が明確になります。
- ・学校シートと教職員シートがあり、「学校いじめ対策組織」の取組の評価や個人での振り返りに活用できます。



- 保護者等と連携したいじめ防止の取組を進めるため、以下のフォーマットを活用し、入学式、PTA総会、保護者面談など、様々な機会に保護者等へいじめの定義や基本方針等を説明しましょう。

保護者向け資料

## いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

●●●●学校 令和●年（202●年） ●月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校がいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

### 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

●●学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校 HP を  
御覧ください。

学校の「学校いじめ防止基本方針」の名称を入れ、この枠の中に、基本方針を紹介してください。

●●学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

学校の「学校いじめ対策組織」の名称を入れ、この枠の中に、組織の構成員や年間の活動、役割などを紹介してください。

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

学校の「学校いじめ防止プログラム」の名称を入れ、この枠の中に、年間計画や取組の具体を紹介してください。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和4年度の○○○○学校のいじめ対策組織担当は、○○です。

連絡先○○○○-○○-○○○○ (学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く 平日 9~12時 12~17時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
●●教育局教育相談電話 (電話)	●●●●-●●-●●●●	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター

## (1) いじめの定義に基づく確実な認知

## ■ 全教職員によるいじめの定義等の共通理解

- ・校内研修等を通じて、法の「いじめの定義」、いじめの防止等のための基本的な方針に記載されている「いじめの態様」を確認し、教職員間で解釈に差が生じないように、学校全体で共通理解を図る。
- ・「加害児童生徒がいじめを意図して行っていない行為」「偶発的な行為」「継続性がない行為」「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって認知する。
- ・家庭、地域、関係機関等に対して、どのような行為が「いじめ」に該当するのかを説明し、共通理解を図る。いじめの認知件数が多いことは、いじめの初期段階のものを含めて積極的に認知し解消に努めようとしていることについて理解を得る。

## 【いじめ防止対策推進法】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめの防止等のための基本的な方針に示された具体的ないじめの態様）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- バンコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 支援ツール ⇒ P17 「No.6 いじめの定義の変遷」

## ■ 「学校いじめ対策組織」によるいじめの認知の徹底

- ・例えば、次の流れで、学校としていじめを認知する。
  - ① 教職員が気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策組織」に報告する。
  - ② 「学校いじめ対策組織」は、校長の指示の下に、教職員から報告があった全ての事案について事実確認の方策について協議する。
  - ③ 教職員は、「学校いじめ対策組織」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同組織に報告する。
  - ④ 「学校いじめ対策組織」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。 ⇒ いじめの認知
- ・「学校いじめ対策組織」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の児童生徒の状況から、「この子どもは苦痛に感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断する。
- ・たとえ、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒が感じる苦痛に着目して、背景にある事情を確認し、いじめに該当するかを判断する。また、行為を受けた児童生徒が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することが必要である。

## (2) 初期段階でのいじめの認知

### ■ 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策組織」につなげる仕組みの構築

- ・管理職は、全教職員に対し、自分が担当する学級（HR）、学年、教科等にかかわらず、児童生徒の様子で気になることを見聞きしたら、その日のうちに「学校いじめ対策組織」に報告することを徹底する。
- ・各学校で、いじめを発見してから、「学校いじめ対策組織」に報告・連絡をする具体的な手順や方法を定め、その方法を「学校いじめ防止基本方針」に明記するとともに、チャート図等にして掲示するなど、全教職員の共通理解を徹底させる。
- ・校内研修等を通して、「ふざけあっているだけ」「この程度は、報告する必要はない」「嫌な思いをしたみたいだけど大丈夫そうだ」など、個人的な判断が、いわゆる「教師の事案のかかえ込み」であることを全教職員が十分に理解する。
- ・教職員は、いじめに関する情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法第 23 条に違反していることを理解する。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第 23 条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

### ■ 日常的な児童生徒への声かけと様子の観察

- ・教職員による、コミュニケーションや観察等を通して、児童生徒の様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常からの児童生徒との関わりを深め、いじめの発見につながる感覚を養う。
- ・日頃から、全教職員が「いじめの早期発見のためのチェックリスト」等を活用し、児童生徒の観察を行う。
- ・長期休業明けの時期は、児童生徒が不安や悩みを抱えやすい時期であることから、「いじめの早期発見のためのチェックリスト」等を活用して、重点的に児童生徒の様子を観察する。
- ・保護者に「家庭用 子どもの様子チェックリスト」等を配付し、家庭での児童生徒の様子を観察してもらおう。また、保護者から児童生徒の言動の変化等について相談があった場合、話を傾聴しながら状況を把握し、「学校いじめ対策組織」に報告する。
- ・「学校いじめ対策組織」は、教職員が確認した児童生徒の状況等について情報を集約するとともに、気になる様子が確認された児童生徒に対して、学級（HR）担任等を通じて速やかに保護者に連絡する。

**支援ツール ⇒ P18 「No.7 早期発見に向けたチェックリスト（学校用・家庭用）」**

## ■ 定期的ないじめアンケートの実施

- ・学校は、いじめやいじめの疑いのある状況を把握し、いじめとして認知するための重要な参考資料の一つとするため、道教委が実施している「いじめの把握のためのアンケート調査」に加え、定期的に学校独自のアンケートを実施することが望ましい。
- ・「学校いじめ対策組織」は、アンケートの取組が効果的なものとなるよう、学校や児童生徒の実態を踏まえ、具体的な実施方法や質問項目、実施後の対応などを検討するとともに、アンケート実施前には、全教職員でアンケートの意義や方法、配慮事項等について共通理解を図る。
- ・アンケートを実施する際、学級（HR）担任等は児童生徒に対して、発達の段階に考慮しながらアンケートの趣旨やいじめの定義等について説明する。
- ・児童生徒が、アンケートでいじめにつながる記載をしていない場合であっても、「アンケートに書くことができず悩んでいるかもしれない」「深刻な状況に陥っているかもしれない」と捉え、丁寧な観察を行うようにする。
- ・アンケート用紙は、いじめにつながる記載が見られない場合でも、必ず保管しておく。

### 【いじめ防止対策推進法】

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 支援ツール ⇒ P20 「No.8 いじめアンケート等の実施に向けて」

## ■ 定期的な個人面談（教育相談）

- ・いじめを含め、児童生徒が抱える悩みや不安などを幅広く把握するとともに、その解決方法について相談に応じるため、学級（HR）担任等は、定期的に個人面談（教育相談）を実施する。
- ・個人面談（教育相談）では、児童生徒に対して、自身のことはもとより、他の児童生徒が困ったり悩んだりしていることを見聞きしていないかを確認する。
- ・どの教員でも効果的な面談を実施することができるよう、個人面談（教育相談）前にスクールカウンセラー等を講師とした校内研修を実施し、面談での留意点や進め方等について指導助言をもらう。

## 支援ツール ⇒ P21 「No.9 児童生徒との個人面談（教育相談）に向けて」

### 参考 「いじめ発見のきっかけ」

調査結果において、最も高い項目は全ての校種で「アンケート調査など学校の取組により発見」となっており、アンケート調査の実施がいじめの早期発見につながっています。

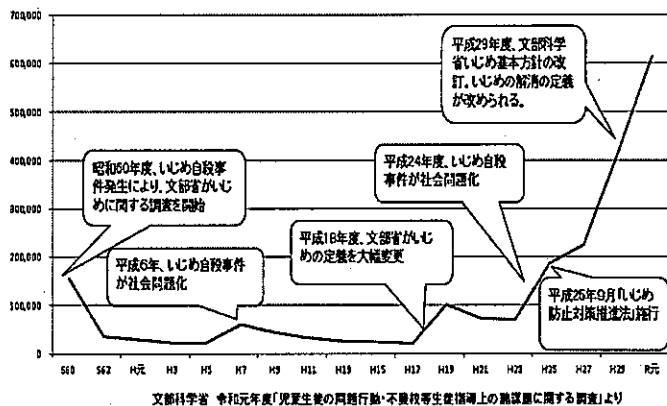
小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
アンケート調査など学校の取組により発見	80.7%	アンケート調査など学校の取組により発見	68.3%	アンケート調査など学校の取組により発見	68.2%	アンケート調査など学校の取組により発見	49.2%
本人からの訴え	8.0%	本人からの訴え	14.8%	本人からの訴え	18.2%	学級担任が発見	19.0%
学級担任が発見	7.7%	学級担任が発見	5.8%	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	5.2%	本人からの訴え	15.9%
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	2.3%	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	5.8%	学級担任が発見	4.0%	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	7.9%
児童生徒(本人を除く)からの情報	0.5%	児童生徒(本人を除く)からの情報	3.2%	学級担任以外の教職員が発見	1.9%	学級担任以外の教職員が発見	4.8%
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0.4%	学級担任以外の教職員が発見	1.4%	児童生徒(本人を除く)からの情報	0.7%	児童生徒(本人を除く)からの情報	1.6%
学級担任以外の教職員が発見	0.3%	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0.5%	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0.7%	その他(匿名による投書など)	1.6%

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(北海道)より

## いじめの定義の変遷

- ・昭和 60 年度、全国各地でいじめによる自殺事件が発生し、文部省（当時）が初めていじめに関する調査を開始し、翌年「いじめの定義」が示されました。
- ・平成 6 年には愛知県で発生した中学生いじめ自殺事件が社会問題化し、定義が一部変更されました。
- ・平成 18 年度には、いじめの実態をより適切に把握するため、定義が大幅に変更されました。
- ・こうした経緯の中、平成 23 年に発生した大津市でのいじめ自殺事件を踏まえ、平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

いじめの認知(発生)件数の推移(全校種を含む)



年	「いじめ」の定義	いじめの捉え方
昭和61年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分より弱い者に対して一方的に、</li> <li>○身体的・心理的な攻撃を加え、</li> <li>○相手が深刻な苦痛を感じているもの</li> </ul> <p>であって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。</p>	<p>◆ 加害児童生徒の行為の側にとって「いじめ」を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弱い者に対して一方的に（力関係の存在）</li> <li>・身体的・心理的な攻撃</li> <li>・被害児童生徒が深刻な苦痛を受けているもの</li> <li>・学校が確認しているもの</li> <li>・学校の内外を問わないもの</li> </ul>
平成6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分より弱い者に対して一方的に、</li> <li>○身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、</li> <li>○相手が深刻な苦痛を感じているもの</li> </ul> <p>なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「継続的に」を追加（行為の継続性）</li> <li>・個々の「いじめ」の判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害児童生徒の立場に立つて行うことを追加</li> <li>・「学校が確認している」という要件を削除</li> </ul>
平成18年度	<p>当該児童生徒が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一定の人間関係のある者から、</li> <li>○心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、</li> <li>○精神的な苦痛を感じているもの</li> </ul> <p>なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。</p>	<p>◆ 被害児童生徒の心情の側にとって「いじめ」を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の人間関係（「弱い者に対して」を変更）</li> <li>・「一方的に」「継続的に」「深刻な」と言った文言を削除</li> </ul>
平成25年度	<p>児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。</p> <p>なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 (いじめ防止対策推進法 第2条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的又は物理的な影響を与える行為（「攻撃を受けたことにより」を変更）</li> </ul> <p>※ この規定では、加害の児童生徒が主語となっているが、平成18年度からの定義である被害の児童生徒の心情の側にとって定義されていると理解すべき。</p>

■ いじめの早期発見に向けて、以下の視点で児童生徒を観察し、児童生徒が発信する小さなサインを見逃さないようにしましょう。気になる児童生徒の情報は、「学校いじめ対策組織」に報告しましょう。

【学校用】

**いじめの早期発見のためのチェックリスト**

記入日：令和 年 月 日

記入者：

次の項目に当てはまる児童生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

**日常の行動や様子等**

- 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。・・・・〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。・・・・〔 〕
- 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。・・・・・・〔 〕
- 表情が暗く（さえず）元気がない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。〔 〕
- 体に擦り傷やあざができてることがある。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

**授業や給食の様子**

- 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 発言したり、ほめられたりすると冷やかしからかいがある。・・・・・・〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。・・・・・・・・〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。・・・・・・〔 〕
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。・・・・・・〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

**放課後の様子**

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 一人で下校することが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。・・・・・・〔 〕
- 部活動の話題を避ける。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

- いじめの早期発見のため、保護者にチェックリストを配付し、児童生徒の様子を観察してもらいましょう。また、保護者からチェックリストの結果について相談があった場合は、保護者の話を傾聴し、状況把握に努め、「学校いじめ対策組織」に報告しましょう。

【家庭用】

## 家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずといってよいほど兆候がみられます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

### 登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

### 日常における家庭生活の変化

- 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したがない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。

### 持ち物の変化

- 持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。

### 友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール（SNSなど）を気にする。
- いじめの話をするとう強く否定する。

### 家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなるようになる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。

子どもの様子が気になったら、連絡してください。子どもの状況を共有しましょう。

■■■学校 ☎ ■■■-■■■-■■■ ■■■ 電話受付 午前■時～午後■時



## いじめアンケート等の実施に向けて

- いじめアンケート等は、いじめやいじめの疑いのある状況を把握するための重要な資料となります。次の点について、全教職員で確認した上でアンケート等を実施しましょう。

	有効活用の視点	具体例	留意点
1	実施の意義と調査の限界の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「児童生徒が教職員に直接訴えられるようにする環境づくりが最も大切」ということを前提とした上で、いじめ把握の手立ての一つとしてアンケートを実施する。</li> <li>○アンケートでは、「担任には知られたくない」などの心理が働く児童生徒がいることを、十分に理解した上で実施する。</li> <li>○教職員は、アンケートに記載した児童生徒への対応に終始しがちになるが、記載しなかった児童生徒でも「深刻な事案を抱えているかもしれない」と捉え、全体に対する丁寧な観察を欠かさないようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートのみで、確実にいじめを把握できないことを理解する。</li> <li>・教職員による児童生徒の変化等への気付きから、いじめを発見することが最も大切である。</li> <li>・「記載がなければ、いじめはない」と考えてはならない。</li> </ul>
2	教職員の共通理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「学校いじめ対策組織」で、アンケートの実施方法やその後の対応等について、十分に検討するとともに、検討内容を全教職員に周知し、共通理解の下で実施する。</li> <li>○アンケートを実施後、その結果について、「学校いじめ対策組織」で、実態把握や対応の在り方を協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果に基づく対応等については、経緯及び顛末を記録し、適切に保存する。</li> </ul>
3	子どもの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小さいいじめの芽を把握するため、何がいじめに当たるのかを児童生徒にしっかり指導し、考えさせてからアンケートを実施する。</li> <li>○児童生徒が真剣に取り組めるよう、発達の段階を考慮し、アンケートの趣旨について指導してから実施する。</li> <li>○アンケートは、いじめを受けている児童生徒を守り抜くために行うことを、実施前に児童生徒へ明確に伝える。</li> <li>○アンケートに記載した場合、学校は記載した児童生徒の気持ちを踏まえて丁寧に対応することを事前に伝えるなどして、児童生徒が安心して、いじめ等の事実を記載できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒に「教職員の都合でアンケートを実施している」という印象を与えない。</li> <li>・アンケートを実施するに当たり、環境づくりを大切にする。</li> </ul>
4	質問項目 ※学校独自でアンケートを作成し、実施する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○質問項目は、「何か困っていることはありませんか」、「(困っていることがある場合は、) 誰に相談したいですか」などとし、児童生徒にとって抵抗のないものに工夫する。</li> <li>○「友達のこと、見たり聞いたりしたことがあれば書いてください。」等の項目を設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その時には書けなくても、後日、自分や友達の状況について、教職員に相談ができるような工夫が必要である。</li> </ul>

- 児童生徒が心を開き、悩みや苦しみを打ち明けるには、教職員自身が児童生徒のことを「分かるう」とすることが大切です。次の資料を参考にして、個人面談（教育相談）を行いましょう。

## 個人面談（教育相談）での留意点

### 1 相手の話を傾聴し、信頼関係をつくる

児童生徒の伝えたいことを真剣に聴くことから児童生徒と教員との信頼関係の確立がスタートします。「聴き上手」になりましょう。

最初は、児童生徒が日常生活で興味関心をもっていることや好きなことなどを切り口として話を聞き、徐々に相談活動へ進めていきましょう。

#### 【傾聴のポイント】

- 児童生徒の目線を見ながら「はい」「そうだね」「なるほど」など、相槌を打ちながら聴く。
- 教員は児童生徒から聞かれたことに対して、具体例を挙げながら分かりやすく話す。その際、自分の考えや価値観などを押しつけない。
- 児童生徒の話に興味をもちながら聴く。
- 児童生徒の行動や感情を認める。

傾聴とは、児童生徒のあるがままを受け入れることであり、決して児童生徒に迎合することではありません。

### 2 相手の話を聞きながら問題の核心へ

児童生徒の話した語尾を軽く繰り返したり、感情のポイントを繰り返し児童生徒に伝えたりすることで、子どもは「先生はよく聴いている」と安心感をもち、教員の問いかけに答えることで、児童生徒自身が自己理解を深めます。

#### 【問いかけの例】

- そのことについて、もう少し話してみませんか。
- その時、君はどのような気持ちになりましたか。
- 今、話していて、どんな気持ちですか。
- あなたはどうなりたいのですか。どうなれたらよいと思いますか。

児童生徒自身が自己理解を深め、自分の目標などを自覚できるように導きましょう。

### 3 必要に応じて児童生徒の行動を促す働きかけを

児童生徒に必要な行動を促す働きかけとしては、行動を促す「助言」や、相手のとるべき行動をそれとなく伝える「示唆」などがあげられます。

**助言** 「・・・をしてみたら。」「・・・はどう。」「・・・かもしれないよ。」  
**示唆** 「私だったら・・・するけど。」「その場合だったら・・・と考えられるかな。」

大切なのは、児童生徒自身が自己決定することであり、児童生徒の主体的な選択や正しい自己決定を促すために、教員が情報を提供することも大切です。

場合によっては、児童生徒がとるべき言動について教えることも必要です。

- 「そういう時は、・・・するといいよ。そうしたら・・・」
- 「そういう時は、・・・と言った方がいいよ。そうしたら・・・」
- 「そういう時は、・・・について考えてごらん。そうしたら・・・」

具体的な内容と併せて、実践することにより期待される効果も伝えることで、児童生徒は選択・決定がしやすくなります。

## (1) 早期対応

## ■ いじめの事実確認

- ・教職員からいじめ（いじめの疑いを含む）の報告を受けた「学校いじめ対策組織」は、会議を開催し、報告内容を共有する。被害・加害・関係児童生徒へ事実確認を行う担当者を決定する。
- ・担当者は、「いじめの実態把握シート」等を活用し、被害・加害・関係児童生徒に対し、同じ視点で聴き取りを行う。
- ・「学校いじめ対策組織」は、担当者が被害・加害・関係児童生徒から聴き取った情報（発生日時、場所、内容等）を整理し、「いじめの背景」「児童生徒の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

**支援ツール ⇒ P 25 「No.10 いじめ発見から初期対応までの動き」**

**支援ツール ⇒ P 26 「No.11 いじめの実態把握シート（例）」**

## ■ いじめの認知と対応方針の決定

- ・「学校いじめ対策組織」がいじめとして認知した場合、被害児童生徒が感じている心身の苦痛の程度や、加害児童生徒が行ったいじめの行為の重大性などをもとに対応について協議を行い、校長が対応方針を決定する。

- 誰に対して、何を、どのように行うのか（対応策の検討）
- いつ、誰が、どこで、何を行うのか（役割分担の検討）
- いつまでに、何を行うのか（対応のスケジュールの検討）

- ・「学校いじめ対策組織」は、全教職員に、いじめの概要、対応方針、具体的な対応策等を周知し、いじめの解消に向けて組織的な取組を行う。
- ・「学校いじめ対策組織」は、いじめ（いじめの疑いを含む）の事案ごとに会議録を作成し、ファイリングして保存する。

**支援ツール ⇒ P 28 「No.12 いじめの程度に応じた対応（例）」**

**支援ツール ⇒ P 29 「No.13 『学校いじめ対策組織』会議録（例）」**

## ■ 対応方針に基づく取組と改善の進捗状況の確認

- ・教職員は、「学校いじめ対策組織」が決定した対応方針に基づき、いじめの解消に向けた取組を進める。
- ・「学校いじめ対策組織」は、教職員の経験年数等を考慮して対応者を選定し、必要に応じてきめ細かな助言を行うとともに、例えば、若手教員と学年主任（代表）でペアを組み、事案に関係する児童生徒への聴き取りや指導に当たるなど、複数で対応することも考えられる。
- ・教職員が、被害・加害児童生徒の保護者に対して、いじめの事実、学校としての対応方針、対応の経過等を伝える際は、学校への信頼が失われることなく、保護者の理解と協力が得られるよう、「学校いじめ対策組織」が、事前に十分な助言を行うとともに、必要に応じて複数の教職員で対応させる。
- ・教職員が、いじめ事案について、被害・加害児童生徒や保護者等に対応した場合、対応の経過や改善の進捗状況について、その都度、「学校いじめ対策組織」に報告し、次の対応等について指導助言を受ける。
- ・教職員から報告を受けた「学校いじめ対策組織」は、会議等を開催し、対応策について協議するとともに、会議録を作成し、全教職員への回覧後、ファイリングして保存する。

**支援ツール ⇒ P 30 「No.13 『学校いじめ対策組織』会議録（例）」**

## ■ 被害児童生徒の安全確保と不安解消

- ・加害児童生徒が、教職員がいじめへの対応を行っていることに気づき、被害児童生徒に対して一層高圧的な態度をとり、暴力行為をエスカレートさせることもあることに留意し、被害児童生徒に寄り添い、全教職員で守り抜く姿勢を徹底する。
- ・暴力を伴ういじめの場合は、授業中や休み時間に、複数の教職員が目を見守り観察を行い、児童生徒や保護者の意向を踏まえ、例えば、登下校時に教職員等が付き添うなど、確実に安全を確保する。
- ・いじめを受けたことによる心理的ストレスや不安を解消するため、保護者との共通理解の下に、スクールカウンセラーとの面談等を実施するなど、心のケアを行う。
- ・暴力を伴わないいじめについては、加害児童生徒の行為として重大性が高いとは限らないことがあることも配慮し、加害児童生徒に対して、一律に厳格な指導を行う一面的な対応にならないようにする。

**支援ツール ⇒ P 32 「No.14 いじめの被害・加害児童生徒への対応」**

## ■ 加害児童生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察

- ・暴力を伴ういじめや、重大性の高いいじめについては、加害児童生徒に対して、いじめをやめさせ再発を防止するため、「学校いじめ対策組織」が、長期的な視点の対応方針を定め、教職員による組織的・継続的な指導を行う。
- ・その際、状況に応じて、スクールカウンセラー等が加害児童生徒の話を聴くなどして、発達の段階や家庭の環境等を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、指導の充実を図る。
- ・加害児童生徒の保護者が、自分の子どもの指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが心理や福祉の面から支援を行う。
- ・暴力を伴わない言動や重大性の低い行為に対して、被害児童生徒が精神的な苦痛を感じている場合は、加害児童生徒に、相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。
- ・その際、加害児童生徒の保護者には、学校に対して不信感を生じさせないように、事前に指導方針を丁寧に説明するなどして、十分に理解を得る。

**支援ツール ⇒ P 33 「No.14 いじめの被害・加害児童生徒への対応」**

## ■ いじめ解消の判断

- ・「学校いじめ対策組織」は、次の要件を基準として、いじめの状況について協議し、最終的に校長が「いじめの解消」について判断する。

【いじめ解消の要件】

- ① いじめに係る行為が止んでいること
  - ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
  - ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。

**支援ツール ⇒ P 31 「No.13 『学校いじめ対策組織』会議録（例）」**

## (2) 長期化する事案への対応

### ■ 被害及び加害児童生徒の保護者の理解に基づく対応

- ・いじめの定義が限定されないことや、過去に被害と加害の児童生徒が逆の状況があったことなどから、被害児童生徒の保護者と加害児童生徒の保護者の思いにずれが生じ、スムーズな対応に至らないことがある。
- ・これを避けるため、学校は、児童生徒への対応に先立って、双方の保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようになることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得る。
- ・その際、加害児童生徒や保護者が、被害児童生徒や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような一面的な対応をせず、可能な限り、学級（HR）担任や「学校いじめ対策組織」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの児童生徒にとって、最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定することが重要である。
- ・次のような学校の不適切な対応により、児童生徒や保護者が不安感や不信感を募らせ、いじめが長期化・深刻化することがある。
  - いじめの行為が見られたが、教職員がいじめの定義を十分に理解しておらず、同僚にも報告・連絡・相談をしていなかったため、長期間にわたりいじめの行為が続き、保護者の訴えにより、いじめが発覚した。
  - 教職員が、被害児童生徒の立場に立って、共感的に話を聴くことができなかつたため、被害児童生徒は学校生活に不安を感じ、登校を渋るようになった。保護者が学校に連絡したことにより、いじめを受けていたことと教職員の不適切な対応が明らかとなった。
  - 教職員はいじめの行為を発見したが、「これならすぐに解決できる」と判断し、保護者へ連絡しなかつた。その後、教職員はいじめがエスカレートした状況になってから教頭に報告し家庭訪問を行ったが、保護者から指導の在り方を批判され、学校の対応にも理解が得られなかつた。
- ・被害・加害児童生徒及びその保護者への対応については、「学校いじめ対策組織」が中心となり、教職員間で連携して、迅速に対応する。
- ・特に被害・加害児童生徒の保護者に対しては、いじめと認知した段階で早急に連絡するとともに、その後も定期的に、児童生徒の様子や指導の経過等について連絡する。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第23条第5項 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

**支援ツール ⇒ P 34 「No.15 保護者への対応と連携」**

**支援ツール ⇒ P 36 「No.16 保護者への連絡のポイント」**

### ■ 関係機関等との連携

- ・暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事案については、教職員が、所轄警察署や児童相談所等と適切に連携し、加害児童生徒に対して毅然とした態度で指導を行う。
- ・特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害児童生徒の反省が見られない場合など、被害児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事案については、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。
- ・学校は日常からいじめの行為を含め、どのような行為が確認された場合に警察や児童相談所に通報等をするのか、判断基準を明確にしておき、被害が拡大する前に適切に対応できるようにする。
- ・学校として誠意をもって保護者に対応しているが、被害・加害児童生徒に対する学校の対応策等について保護者の理解や協力が得られない場合や、学校に対して過度な要求をしてくるなどの場合は、教育委員会と連携して、警察や児童相談所、外部専門家等に相談し、指導助言をもらう。

**支援ツール ⇒ P 38 「No.17 学校と警察との連携」**

**支援ツール ⇒ P 39 「No.18 いじめ問題『緊急支援チーム』の派遣」**

- 「学校いじめ対策組織」は、教職員からいじめ（いじめの疑いを含む）の報告を受けた時点で、迅速かつ的確に対応します。また、保護者への正確な事実の説明、教育委員会等との連携など、共にいじめ問題の解決に取り組むための協力体制を確立します。

いじめの発見から初期対応まで

**いじめの発見**

- いじめが疑われる言動を目撃
- 日記や生活ノート等から気になる言葉を発見
- 「いじめアンケート」等から発見
- 教員や学習支援員等からの気になる報告
- 被害児童生徒からの訴え・相談
- いじめを目撃した児童生徒からの報告・相談
- 被害児童生徒の保護者からの訴え・相談
- いじめを目撃した児童生徒の保護者からの連絡・相談

報告

**学校いじめ対策組織**

会議の開催

- 報告内容の整理・共有
  - ・現在の状況（いじめの状況）
- 事実関係の把握
  - ・聴き取りの対象、内容、留意点等の確認
  - ・聴き取りの分担
  - ・被害・加害・関係児童生徒への事実確認
    - ※個別に同時進行で確認
    - ※事実確認と指導を明確に区別
  - ・聴き取った情報（発生日時、場所、内容等）を整理し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握
- いじめの認知判断
- 対応方針の決定
  - ・児童生徒の安心・安全を最優先として、緊急度を確認
  - ・役割分担（いつ、誰が、どのように対応するのかなど）を決定
  - ・全教職員に周知し、組織で迅速に対応

解決に向けて、正確な事実確認を行う。ただし、事実確認に時間を要し、「学校いじめ対策組織」へ報告が遅れないようにする。

**いじめの報告を受けた際、教職員が陥りやすい傾向**

- ・自分是指導力があるので、自分の力だけで解決できると過信する。
- ・不十分な事実確認のもと、児童生徒からの訴えを先入観や一方的な思い込みで判断する。
- ・いじめが生じたことを自分の指導力不足が原因と思い、他の教職員に知られたいと感じて抱え込んでしまう。

**早期の組織的対応**

**被害・加害児童生徒への対応**

**保護者への報告・連携**

**教育委員会への報告・連携**

**関係機関との連携**（児童相談所・警察等）

- 対応経過、改善の進捗状況の確認

25

児童生徒等が訴えたいじめの状況を正確に把握するため、聴き取りを行う教職員は次のシートを活用し、同じ視点で聴き取りを行い、「学校いじめ対策組織」へ報告しましょう。

1つの場面を1枚のシートに記入する。

記入日 令和〇年(202〇年) 〇月 〇日 (〇)

いじめの実態把握シート

聴き取り対象者	第 学年 組 氏名
聴き取った教職員	

聴き取り内容

いつ	〇月 〇日 ( ) 休み時間	できごと (いじめの概要)
どこで		どのようなことが起きたのか、簡潔に記入する。
誰が	<input type="radio"/> いじめた人 <input type="radio"/> いじめた人と一緒にいた人 <input type="radio"/> 周りで見ていた人 <input type="radio"/> 止めようとした人	

	相手	相手が言ったこと・したこと	自分が言ったこと・したこと	自分が感じたこと・思ったこと
①				
②				
③		どのような経緯でどんな発言や行為があったかを確認し、時系列に記録する。		相手から嫌なことを言われたり、されたりした時に感じたことや、思ったことを記録する。
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				





いじめの程度に応じた対応（例）

■ 次に示す対応例を参考に「学校いじめ対策組織」で、被害・加害児童生徒の状況、保護者の意向等に応じて判断しましょう。

□ 被害児童生徒への対応例      ■ 加害児童生徒への対応例

		加害児童生徒の行為の重大性の程度						
		低		高				
被害児童生徒が感じる心身の苦痛の程度	精神的な状況	暴力を伴う場合	好意で行った言動	意図せずに行った言動	衝動的に行った言動		故意で行った言動	
					暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う
低	一時的な不快感・落ち込み	けがなし	<input type="checkbox"/> ■ 経過観察、定期的な声掛け <input type="checkbox"/> ■ 経過観察、定期的な声掛け	<input type="checkbox"/> 気持ちの受容、本人のよさを伝える <input checked="" type="checkbox"/> 人を傷付ける言動について指導 <input type="checkbox"/> ■ 経過観察、声掛け	<input type="checkbox"/> 心のケア <input checked="" type="checkbox"/> 絶対に使っていない言葉への指導、謝罪の場の設定 <input type="checkbox"/> ■ 経過観察、声掛け	<input type="checkbox"/> 心のケア、SCの面談 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力は絶対に許されないことを指導、謝罪の場の設定	<input type="checkbox"/> 経緯の聴き取り、心のケア、SCの面談 <input checked="" type="checkbox"/> 経緯の聴き取り、行為への指導	<input type="checkbox"/> 経緯の聴き取り、心のケア、SCの面談、外部相談機関の紹介 <input checked="" type="checkbox"/> 経緯の聴き取り、別室指導 <input type="checkbox"/> ■ 学校サポートチーム会議の開催
	継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置できる程度のけが	<input type="checkbox"/> 相手の言動の意図を説明、SCの面談 <input checked="" type="checkbox"/> 相手の気持ちの説明	<input type="checkbox"/> SCの面談 <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な言動への指導	<input type="checkbox"/> SCの面談 <input checked="" type="checkbox"/> 絶対に使っていない言葉への指導、謝罪指導	<input type="checkbox"/> SCの面談 <input checked="" type="checkbox"/> 怒りの対処法指導	<input type="checkbox"/> SCとの継続的な面談 <input checked="" type="checkbox"/> 複数の教員による指導、監督 <input type="checkbox"/> ■ 複数の教員による経過観察	<input type="checkbox"/> 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 <input checked="" type="checkbox"/> 警察や児童相談所等との連携による指導 <input type="checkbox"/> ■ PTAの協力連携、地域住民との連携
	登校渋り	医療機関で一回治療する程度のけが	<input type="checkbox"/> 家庭訪問	<input type="checkbox"/> ■ SSW等の活用	<input type="checkbox"/> ■ SSW等の活用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部専門家との連携、医療、福祉機関等との連携	<input type="checkbox"/> ■ SSW等の活用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部専門家との連携、医療、福祉機関等との連携	<input type="checkbox"/> ■ SSW等の活用、医療・福祉機関等との連携 <input type="checkbox"/> ■ 学校サポートチーム会議の開催	<input type="checkbox"/> ■ SSW等の活用、医療・福祉機関等との連携 <input checked="" type="checkbox"/> 警察と連携した法令に基づく措置と厳格な指導 <input type="checkbox"/> ■ いじめ対策保護者会開催
高	□ ■ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に基づき対応 □ ■ いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査 □ ■ 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 □ ■ 再発防止策の策定、実施  ※重大事態かどうかの判断は、加害児童生徒の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害児童生徒が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害児童生徒や保護者の訴え等を考慮し、学校と所管教育委員会で適切に行う。							

※被害・加害児童生徒の保護者への連絡は必須

※SC：スクールカウンセラー      SSW：スクールソーシャルワーカー

「学校いじめ対策組織」会議録（例）

■ 会議等の記録は、学校の取組の検証・改善のほか、保護者への説明や教育委員会等への報告に活用します。次の会議録（例）を参考に、必ず作成しましょう。

<b>第1回 学校いじめ 対策組織 会議録</b>	報告日		年	月	日	曜日	作成者	
	校長	教頭	教職員				作成者	

**1 開催日等**

開催日時	年 月 日 ( ) : ~ :	開催場所	
出席者			

**2 概要**

被害児童生徒	第 学年 組 氏名	部	園小中卒
加害児童生徒	第 学年 組 氏名	部	園小中卒
関係児童生徒	第 学年 組 氏名	部	園小中卒
問題行動態様			
発生期間 (日)	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )		
概要	※いつ、どこで、誰が、誰に、どのようなことを（どの程度）、行ったかを記載		

**3 いじめの認知判断**

いじめの認知	いじめとして認知	いじめの重大事態として認知	いじめとして認知しない
--------	----------	---------------	-------------

**4 指導・支援の内容**

	指導・支援の内容	期限	対応者
被害児童生徒			
被害の保護者			
加害児童生徒			
加害の保護者			
関係児童生徒			

**5 教育委員会や関係機関等への報告・連絡・相談及び連携**

連携先	
-----	--

- 次の会議録は、2回目以降の対策委員会で活用します。2回目以降は、学校の指導・支援や児童生徒及び保護者の状況、今後の対応方針等を記載しましょう。

<b>第■回 学校いじめ 対策組織 会議録</b>	報告日				年	月	日	曜日	作成者	
	校長	教頭	教職員					作成者		

**1 開催日等**

開催日時	年 月 日 ( ) : ~ :	開催場所	
出席者			

**2 これまでの指導・支援と現在の児童生徒（保護者）の状況**

	これまでの指導・支援の内容	児童生徒・保護者の状況
被害児童生徒		
被害の保護者		
加害児童生徒		
加害の保護者		

**3 今後の指導・支援、指導体制**

	指導・支援の内容	期限	対応者
被害児童生徒			
被害の保護者			
加害児童生徒			
加害の保護者			

**4 校長指導事項**

■ 次の会議録は、「学校いじめ対策組織」で校長が「いじめの解消」を決定する際に活用します。

<b>第■回 学校いじめ 対策組織 会議録</b>	報告日		年	月	日	曜日	作成者	
	校長	教頭	教職員				作成者	

**1 開催日等**

開催日時	年	月	日( )	: ~	:	開催場所	
出席者							

**2 これまでの指導・支援と現在の児童生徒（保護者）の状況**

	これまでの指導・支援の内容	児童生徒・保護者の状況
被害児童生徒		
被害の保護者		
加害児童生徒		
加害の保護者		

**3 いじめ解消の判断基準**

いじめに係る行為が止んでいる状態の期間	年	月	日	～	年	月	日
解消の要件	① いじめに係る行為が止んでいること ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）。						
	② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。 ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。						

**4 いじめ解消に係る校長の判断**

- 被害児童生徒が安心して登校したり、加害児童生徒が自身の言動を内省したりすることができるよう、次の対応例を参考にして、適切に対応しましょう。

### 【被害児童生徒への対応例】

- いじめの訴えをしたこと、相談に来てくれたことをほめる。（感謝）
- 具体的な支援内容を示し、最後まで守り抜くことを伝える。（安心）
- 事実とともに、辛い気持ちを受け入れ共感する。（受容）
- 本人の訴えた言葉を復唱する。（繰り返し）
- 分からないことを質問する。（質問）
- 本人が努力していることや頑張っていることを認め励まし、自信を与える。（自信）
- 人間関係の再構築を具体的に提示する。（交友関係の醸成）
- 自己理解を深めさせ、改善点があれば一緒に克服していくことを伝える。（自立支援）

### いじめ対応で絶対にしてはいけない教員の対応・考え方（例）

#### ○ いじめの認知に対する意識が低い

- ・「そんなの、遊びの延長でしょう」
- ・「あなたは、少し気にしすぎじゃないのかな」
- ・「先生は、〇〇さん（加害者）が、そんなことをするとは思えないな」

#### ○ 自分（教員）の経験や考えを押しつける

- ・「やられたら、やり返すくらいの強さをもちなさい」
- ・「自分だったら、そんなこと気にしない」

#### ○ 被害児童生徒の安全・安心を確保しない

- ・「あなたにも問題があるんじゃないか」
- ・「〇〇さん（加害者）は、『やってない』と言っているぞ」

## 【加害児童生徒への対応例】

- 他の児童生徒と離れた場所で、事実確認を正確かつ迅速に行う。（確認）
- いじめ行為をしてしまった気持ちや状況について十分に聴く。（傾聴）
- いじめの被害者の気持ちを認識させ、反省を促す。（内省）
- 教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。（指導）
- 自分の行為の責任をとる方法（謝罪など）を考えさせる。（謝罪）
- 加害者なりの行動理由を丁寧に聴き、必要に応じて正しいスキルを提供する。（行動修正）
- 人間関係の再構築を具体的に提示する。（交友関係の醸成）
- 自己有用感を高める支援（ありがとう・助かるよ）で所属感を高める。（成長への支援）

### いじめ対応で絶対にしてはいけない教員の対応・考え方（例）

#### ○ 威圧的で一方的な指導

- ・みんなの前で、非難する。
- ・体罰を行う。
- ・ものを叩いたり、蹴ったりして脅す。
- ・悪者と決めつけた対応を行う。（「どうせ、また、お前が悪いんだろう」）

#### ○ 人格を否定する指導

- ・「お前は、本当にダメな奴だな」
- ・「お前の兄弟（姉妹）は、優しくてよい子どもなのに、お前は・・・」

- 学校からいじめの報告を受けた保護者は、被害・加害ともにつらい気持ちになるため、次の対応例等を参考に、相手の立場に立って対応しましょう。

### 〔いじめ被害児童生徒の保護者への対応例〕

- 速やかに、事実を説明する。（報告）
  - ※すべての事実が確認できていない場合は、憶測で伝えないこと。学校が複数で事実の確認を翌日中に進め、再度報告することを伝える。
- 学校管理下でのいじめについては、児童生徒につらい思いをさせたことについて、しっかりと謝罪する。
- 学校は、全教職員で児童生徒を守り、早期解決に向けて取り組むことを伝える。
- いじめの解決に向けた具体的な方針を伝え、協議する。
- 家庭でも、子どもの傷ついた気持ちを聞いてもらうようお願いする。
- 保護者の辛さや不安を受け止める。

### 〔被害児童生徒の保護者連携の基本〕

- いじめを訴えた保護者にとって、「学校がどのような対応をするのか分からない」ことが不安であることを理解し対応する。
- 学校が把握している客観的事実を伝えるようにする。（個人の推測や解釈は伝えないこと。）
- 事実確認等に時間を要する場合には、途中経過（「〇〇については確認できました」）や、現在の対応を伝え、学校の対応が分かるようにする。
- 児童生徒の聴き取りや指導について、保護者が不安を抱かないよう説明する。

### 〔いじめ加害児童生徒の保護者への対応例〕

- 速やかに事実を説明する。（報告）

※すべての事実が確認できていない場合は、憶測で伝えないこと。学校が複数で事実の確認を翌日中に進め、再度報告することを伝える。

- 教職員と保護者が共に児童生徒を育てる姿勢を示す。
- 児童生徒が「非」に気づき、内省が図られるよう助言する。
- 被害児童生徒の保護者への謝罪や児童生徒の対応について助言する。
- 保護者の怒り・情けなさ・自責の念・不安を理解する。
- 問題と関係ないことまで話を広げない。

### 〔加害児童生徒の保護者連携の基本〕

- 加害児童生徒の保護者を責めるのではなく、協力関係が結べるよう話し合いを進める。
- 加害児童生徒が行為に悪意がなかったとしても、被害生徒は傷ついていること、その対応への協力を依頼する。
- 事実確認等に時間を要する場合には、途中経過（「〇〇については確認できました」）や、現在の対応を伝え、学校の対応が分かるようにする。
- 児童生徒の聴き取りや指導について、保護者が不安を抱かないよう説明する。



- いじめ対応に係る保護者との連携で大切なことは、いじめの訴えがあった直後から、迅速かつ丁寧に対応し、連絡を密にすることです。特に最初の連絡は信頼関係を構築し、協力して対応していく上で大切な段階であることから、次の対応を参考にし、保護者と連携しましょう。

**児童生徒から被害の訴え(アンケート等の記載を含む)があった場合**

連絡	段階	対応
1報	被害を訴えた児童生徒が 在校している段階  〔電話〕	<input type="checkbox"/> 「落ち着いています」「保健室で休ませています」等、現在の児童生徒の状態について、まずは、電話で一報を入れる。 <input type="checkbox"/> 「よく話してくれました。(アンケートに記載がありました。) 詳細については、後ほど家庭訪問(電話)でお伝えします。(詳細について面談で伝える約束をする)
2報	被害児童生徒が帰宅した 段階  〔電話、家庭訪問〕	<input type="checkbox"/> 「よく話してくれました。相談してくれてありがとうございました。」(感謝) <input type="checkbox"/> 「つらかったと思います」(共感) <input type="checkbox"/> 「〇〇することを本人に伝えました(寄り添う姿勢を伝える)」(約束) <input type="checkbox"/> 「家の人に伝えることを本人に了解をとった上で連絡しています」 <input type="checkbox"/> 「家の人には言わないで」と本人は言っているのですが、①心配である ②命にかかわる ③24時間見守ることができないから「保護者に伝えます」
続報	関係児童生徒、加害児童 生徒からの聴き取りに 着手する段階  〔電話、家庭訪問、 学校での面談〕	<input type="checkbox"/> 関係児童生徒、加害児童生徒からの聴き取りを始める際に、被害を訴えた児童生徒自身の要望を伝える。 「本人は〇〇してほしいと言っています」 ※場合によっては加害の保護者に理解を促すよう協力を依頼する。 <input type="checkbox"/> 「被害を訴えている児童生徒を守る」「秘密を守る」ことを伝え、不安を取り除く。 <input type="checkbox"/> 調査にあたっての要望を聴き取る。 <input type="checkbox"/> 事実を裏付けるものがあった場合、事実確認のために SNS 等のデータの提供を依頼する。

### 保護者から被害の訴えがあった場合

連絡	段階	対応
受信	保護者から被害の訴えを 聴き取る段階	<input type="checkbox"/> 「ご心配をおかけしました」 <input type="checkbox"/> (被害児童生徒が在校の場合は) 「まず、本人の話をしっかりと聴いた上で、対応させていただきます。また、後ほどご連絡いたします」など <input type="checkbox"/> (被害児童生徒が欠席の場合は) 「まず、本人の話をしっかりと聴いた上で、対応させていただきます。直接、本人から話を聴きたいのですが、会うことができますか」など
1報	被害児童生徒からの 聴き取り後の段階  〔電話、家庭訪問〕	<input type="checkbox"/> 「本人からも話を聴きました。つらかったと思います」 (共感) <input type="checkbox"/> 「よく話してくれました。相談してくれてありがとうございました」 (感謝) <input type="checkbox"/> 「〇〇と本人は言っています」と児童生徒から聴き取った言葉を用いて伝える <input type="checkbox"/> 「〇〇することを本人に伝えました (寄り添う姿勢を伝える)」 (約束)
続報	関係児童生徒、加害児童 生徒からの聴き取り後の 段階  〔家庭訪問、学校での面談〕	<input type="checkbox"/> 「本人から話 (学校で伝えた内容) を聴きましたか。確認の意味で、私からもお伝えします」 「家での様子はどうですか」 <input type="checkbox"/> 「私と〇〇先生が聴き取りをしました」と誰が聴き取りをしたのかを伝える。 <input type="checkbox"/> 「今後、学校として~のように対応していきますが、よろしいでしょうか」と学校の対応や指導に対しての保護者の意向を確認する。 <input type="checkbox"/> 加害児童生徒への指導、集団に対する指導についての要望を聴き取る。 <input type="checkbox"/> 連絡の最後に、家庭での見守りを依頼する。

- いじめの事案によっては、警察と連携することにより効果的な対応につながります。教育委員会や学校だけで対応することが困難と判断した場合は、警察に相談しましょう。

## 学校と警察との連携のポイント



### 1 まずは「相談」から

学校だけでの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難と判断した場合は、ためらうことなく「まずは警察に相談」することが大切です。

- いじめにおいて犯罪行為の可能性がある場合には、被害児童生徒を徹底して守り通す観点から、警察と連携し対応することが必要です。
- 相談するべきか判断に迷う場合も含め、警察には積極的に「相談」することが重要です。
- 円滑に連携するためには、学校と警察との連絡窓口担当者を確認し、日頃から顔の見える関係を築いておくことが必要です。※児童生徒の生命、身体、財産の安全が脅かされている場合は、「相談」を飛び越え、直ちに通報することが必要です。

### 2 「日々の連携」と「緊急時の連携」

警察との連携には、「日々の連携」と「緊急時の連携」の2つの視点を意識しましょう。

「日々の連携」を丁寧に行えば、問題行動が発生したときに相談しやすく、円滑で適切な「緊急時の連携」ができます。

- 「日々の連携」～交通安全教室、防犯教室、非行防止教室、連絡協議会等
- 「緊急時の連携」～事件・事故発生時、不審者の出没等（通報は、直ちに行います）

### 3 連携の要は「人と人とのつながり」

日頃から顔の見える関係をつくるためには、次の行動が大切です。

- 学校は、警察の役割や専門性、業務内容について把握・理解しておく。
- 学校は、警察の立場を理解し、目的の共有と役割分担を明確にした上で、共に取り組む姿勢をもつ。
- 学校は、保護者や地域住民等に対し、いじめや暴力行為等に関する警察との連携の方針を明確に示し、理解と協力を得ておく。

#### MEMO ～警察のいじめ問題についての基本的な考え方～

警察は、「教育上の配慮の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、いじめを受けていた児童生徒や保護者等の意向、学校の対応状況を踏まえながら必要な対応を講じる。特に生命、身体、財産に重大な被害が生じている、またはその疑いがある事案がある場合は、検挙、補導等の措置を積極的に講じていく。」(学校におけるいじめ問題への的確な対応について(通達)平成31年3月8日付け警務庁内少発第33号)としています。犯罪行為に当たるか否か、迷う場合も警察に相談してください。

## いじめ問題「緊急支援チーム」の派遣

- 学校や市町村教育委員会だけでは、解決することが困難な場合は、「緊急支援チーム」を活用し、対応策について指導助言をもらいましょう。

### いじめ問題「緊急支援チーム」編成・派遣要項

(令和4年9月28日 生徒指導・学校安全担当局長決定)

- 1 趣旨
 

いじめ問題の対応について、学校や市町村教育委員会（以下「学校等」という。）だけでは解決することが困難な事案等に対して、北海道教育委員会が専門家と連携した積極的な支援をするため、北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課（以下「生徒指導・学校安全課」という。）において、いじめ問題「緊急支援チーム」（以下「緊急支援チーム」という。）を編成し、学校等に派遣する。
- 2 緊急支援チームの構成
 

(1) チーム長	生徒指導・学校安全課長
(2) リーダー	生徒指導・学校安全課課長補佐（生徒指導）
(3) チーム員	ア 生徒指導・学校安全課職員
	イ 「いじめ問題対策チーム設置要項（平成24年9月18日教育長決定）」に基づき各教育局に設置された「いじめ問題対策チーム」（以下「教育局における「いじめ問題対策チーム」という。）のチーム員
	ウ 北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員
	エ 北海道スクールカウンセラー
	オ 北海道スクールソーシャルワーカー
- 3 緊急支援チームの派遣
 

緊急支援チームを派遣する事案は、以下に定めるものとする。

  - (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがある（または生じた）事案
  - (2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席するおそれがある（または欠席した）事案
  - (3) 児童生徒の安全・安心な学校生活が脅かされる事案
- 4 緊急支援チームの所掌業務
 

緊急支援チームは、学校等に対して以下のことについて、指導助言等の支援を行う。

  - (1) 学校等の生徒指導体制や教育相談体制に関すること
  - (2) 事案にかかわる法律、医療、心理及び福祉等に関すること
  - (3) 事案の解決に向けた関係機関との連携促進に関すること
- 5 緊急支援チームの派遣手続等
  - (1) 派遣手続
 

ア 通常型派遣	学校等が緊急支援チームの派遣を要請するときは、別記第1号様式により所管教育局を通じて生徒指導・学校安全課長あて申請する。 生徒指導・学校安全課長は、支援の必要性が認められるときは、緊急支援チームの派遣を決定し、別記第2号様式により当該教育局長及び緊急支援チーム員あて通知する。
イ アウトリーチ型派遣	生徒指導・学校安全課長は、上記アに限らず、いじめ問題に係る各種調査やアンケート及び相談窓口への相談並びに指導主事による学校訪問等を通じて把握した事案のうち、学校等と情報を共有し協議の上、支援の必要性が認められるときは、緊急支援チームの派遣を決定することができるものとする。派遣決定の手続は、上記アの規定を準用する。
  - (2) 緊急支援チームの編成
 

生徒指導・学校安全課長は、所管の教育局における「いじめ問題対策チーム」等と協議の上、事案ごとに緊急支援チームを編成するものとし、2に定める構成員のうち(3)のウからオについて、派遣決定時に通知する。
- 6 緊急支援チームの派遣に係る勤務実績の確認、費用の支出及びサービスの取扱い
 

緊急支援チームの派遣に関して、2に定める構成員のうち(3)のウからオの者に係る勤務実績の確認、費用の支出及びサービスについては、次に基づき取扱うものとする。

  - (1) 北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム実施要項（平成25年10月25日学校教育局長決定）
  - (2) 北海道スクールカウンセラー活用事業設置要綱（令和2年3月31日学校教育局長決定）
  - (3) 北海道スクールソーシャルワーカー活用事業設置要綱（令和2年3月31日学校教育局長決定）
- 7 その他
 

この要項に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

#### 附 則

この要項は令和4年 月 日から施行する。

## (1) 重大事態発生の判断・報告

## ■ 全教職員による「重大事態の定義」の理解

- ・校内研修等の機会に、全教職員で、法第 28 条第 1 項に規定されている「重大事態の定義」と、「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。
- ・法第 28 条第 1 項の第 1 号に規定する「生命、心身又は財産への重大な被害」については、次の事例を参考に、いじめの行為に係る外形力の大きさや重大性の程度のみならず、いじめの行為を受けたことにより生じた被害児童生徒の具体的状況に加えて、精神的苦痛の大きさ（不登校の状況を含む。）に鑑み、適切に判断する。

いじめ（いじめの疑いを含む）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
  - リストカットなどの自傷行為を行った。
  - 暴行を受け、骨折した。
  - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
  - 殴られて歯が折れた。
  - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
  - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
  - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
  - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
  - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - 複数の生徒から金品を強要され、総額 1 万円を渡した。
  - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - 欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン「別紙」（平成 29 年 3 月 文部科学省）

- ・同第 2 号に規定するいわゆる「不登校重大事態」については、少しでもいじめが疑われる状況があつて不登校に至った場合は、要因がほかにも考えられるとしても、重大事態の発生と捉えることが必要である。
- ・児童生徒や保護者から申立てがあつた場合は、地方いじめ防止基本方針を踏まえ、報告・調査に当たることなどを共通理解しておく。
- ・調査前から、「いじめの結果によるものではない」などの結論を出すことは絶対にあつてはならない。

## ■ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断

- ・重大事態に係る対応は、学校の設置者である教育委員会と学校の密接な連携・協力の下に行う必要があることから、校長が重大事態か否かの判断に迷う時は、教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。
- ・校長は、これまで確認されている事実経過等の詳細について、教育委員会に情報を提供する。

## ■ 重大事態発生の報告

- ・重大事態の発生が確認された場合、学校は、法第30条第1項の規定に基づき、直ちに電話等で所管教育委員会に重大事態の発生を報告する。
- ・その上で、文書にて教育委員会教育長（道立学校は知事あて）に、重大事態発生の経緯を報告する（この時点で、いじめの有無等について確認できていなくてもよい）。
- ・学校が報告書を作成するに当たっては、5W1Hを明確にして事実のみを簡潔に記載し、推測や主観を記載しない。
- ・当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、重大事態の発生を報告するとともに、速やかに、当該文書を写し（道立学校は知事あて（様式あり））として添付した文書を、地方公共団体の長に提出する。

### 【いじめ防止対策推進法】

第30条 1 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

支援ツール ⇒ P44 「No.19 いじめ重大事態への対応フロー図」

支援ツール ⇒ P46 「No.20 いじめ重大事態への対応チェックシート」

## (2) 被害児童生徒への支援等

### ■ 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援

- ・被害児童生徒が二度といじめを受けることのないよう、例えば、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。
- ・校長は、教育委員会等の助言を得ながら、「学校いじめ対策組織」を中心に、被害児童生徒の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安解消のために、組織的な支援を行う。
- ・学校の指導により、加害児童生徒によるいじめの行為が止んだとしても、被害児童生徒の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。

### ■ 保護者への対応方針及び対応経過の説明

- ・重大事態への対処に当たっては、法に基づく調査結果等の情報を、被害児童生徒の保護者に提供することが規定されている。
- ・学校は、この結果に加えて、被害児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援策を、保護者に説明したり意見を聴取したりして、理解を得るとともに、そうした対応の結果、どのように状況が改善されたかを、定期的に報告する必要がある。

### ■ 外部人材や関係機関等と連携した支援

- ・被害児童生徒が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。
- ・被害児童生徒が受けた財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて学校または教育委員会と加害児童生徒及びその保護者とが十分に協議し、適切にその回復がなされるよう努める。
- ・被害児童生徒が受けた精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

### (3) 加害児童生徒への指導等

#### ■ いじめの行為に対する教職員の指導

- ・複数の教員で適切に役割分担をしながら、加害児童生徒の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。
- ・上記指導の上、再び同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。
- ・加害児童生徒が、自分の行為を反省する態度を示すなどした場合は、どのように行動すれば、学校のみんが安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えさせ、自己の目標を決めるなどして実践できるよう指導する。

#### ■ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援

- ・加害児童生徒の行為の背景には、例えば、過去に深刻ないじめや虐待などを受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もあることから、必要に応じて、教職員やスクールカウンセラーによる面談等を行う。

#### ■ 保護者への説明や協力関係の構築

- ・加害児童生徒に対する指導や更正に向けての支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得る。
- ・被害児童生徒の保護者と加害児童生徒の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり、争いが起こったりすることなどが想定される場合、校長は所管の教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるよう調整を図る。
- ・加害児童生徒の保護者が子育てや家庭生活に悩みや不安を抱えている場合は、スクールカウンセラーへの相談やスクールソーシャルワーカーによる支援など通してして、信頼関係の構築に努める。

#### ■ 別室での学習の実施

- ・加害児童生徒に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、被害児童生徒が安心して学習できる環境が整わない場合は、必要に応じて、加害児童生徒を、被害児童生徒が学習する教室以外の教室等で学習させる。

##### 【いじめ防止対策推進法】

第23条 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

#### ■ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した支援

- ・加害児童生徒の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、速やかに所轄の警察署に相談し、連携して対処する。
- ・加害児童生徒への指導後、被害児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報して援助を求める。
- ・そのほか、加害児童生徒の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、更生への支援を行う。

##### 【いじめ防止対策推進法】

第23条 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

#### (4) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

##### ■ 調査組織の決定と調査の実施

- ・所管の教育委員会は、法に規定された調査を開始するに当たり、当該教育委員会における組織で調査を行うか、学校における組織で調査を行うかを決定する。  
※道立学校の場合、条例により道教委が設置する「北海道いじめ問題審議会」が調査を実施する。
- ・教育委員会における組織で調査を行う場合は、各自治体の条例や規則等により常設された「いじめ調査委員会」等の組織を活用することが一般的である。
- ・学校は、児童生徒からの聴き取りの日程の調整や、聴き取りを行う児童生徒の保護者への事前説明など、同委員会による調査に全面的に協力する。
- ・学校における組織で調査を行う場合は、「学校いじめ対策組織」を活用することが一般的だが、調査の「公平性・中立性」を確保するため、利害関係を有しない第三者を組織に加える。

##### ■ 「不登校重大事態」における調査

- ・第28条第1項2号に該当するいわゆる「不登校重大事態」についての調査の実施に当たっては、平成28年3月に文部科学省が示した「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、被害の子どもが学校復帰と再発防止を目的として、当該児童生徒が欠席し始めた時点で、他の児童生徒への聴き取り等、調査の準備を開始する。

##### ■ 被害児童生徒の保護者に対する調査結果に関する情報提供

- ・調査により明らかとなった事実関係（いつ、誰から、どのようにいじめが行われ、学校がどのように対応したかなど）について、適時・適切な方法で、被害児童生徒やその保護者に説明する。
- ・これらの情報提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーの保護等に配慮しつつも、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。
- ・調査終了時における説明では、被害児童生徒やその保護者から、調査結果に対して理解を得られるよう努める。

###### 【いじめ防止対策推進法】

- 第28条 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

##### ■ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告

- ・重大事態に係る調査結果の報告については、学校の組織による調査の場合は、所管の教育委員会教育長に文書で報告する。
- ・当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、調査結果を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する。

##### ■ 地方公共団体の長による再調査への協力

- ・法第30条第2項の規定により、地方公共団体の長が、学校又は教育委員会の組織による調査結果について再調査を行うこととなったとき、学校及び教育委員会は、再調査の実施に全面的に協力する。

###### 【いじめ防止対策推進法】

- 第30条 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 第30条 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。



■ 次のフロー図は、重大事態が発生したときの対応の流れです。重大事態が発生してから対応の流れを確認するのではなく、事前に各種会議や校内研修等で共通理解を図りましょう。

## 学校用

## 重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）  
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）  
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）  
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

#### 学校の設置者が調査主体の場合

#### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

## 設置者用

# 重大事態対応フロー図

## 学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

### 学校から重大事態発生への報告→地方公共団体の長等への報告

#### 【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
  - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 ⇒ **設置者において調査を実施**

### 学校の設置者が調査主体の場合

#### ● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者や直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい(この機関は平時からの設置が望ましい)。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家への派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

### 学校が調査主体の場合

#### ● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

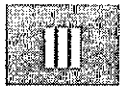
- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

### 地方公共団体の長等が再調査を行う場合

#### ● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力



調査・中期対応	5	<p>被害者等への調査方針の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめはない」「学校に責任はない」等と断定的に説明してはならない。</li> <li>・対応の不備については速やかに説明と謝罪を行う。</li> <li>・被害者の心情を害する言動を慎む。</li> <li>・寄り添い、信頼関係を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>調査の目的・目標を説明する。</li> <li><input type="checkbox"/>調査組織の構成(公平性・中立性)について説明する。</li> <li><input type="checkbox"/>調査のスケジュールを示す。</li> <li><input type="checkbox"/>調査の定期報告を行うことを説明する。</li> <li><input type="checkbox"/>調査事項・対象・方法について説明する。</li> <li><input type="checkbox"/>調査事項・対象・方法については、被害者等から要望を聴き取り、調整する。</li> <li><input type="checkbox"/>調査結果の提供について予め説明する。</li> <li><input type="checkbox"/>外部に説明する際は、内容を事前に伝える。</li> <li><input type="checkbox"/>加害児童生徒等に対しても説明し、意見を聴く。</li> <li><input type="checkbox"/>被害者とその家族のケアに努める。</li> </ul>
	6	<p>調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの実施について関係児童生徒に説明する。</li> <li>・可能な限り速やかに実施する。</li> <li>・情報提供した児童生徒を守ることを最優先にする。</li> <li>・調査の進捗等について被害児童生徒・保護者に経過報告を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>文書管理規則等に基づき適切に保存する。</li> <li><input type="checkbox"/>公平性・中立性が確保されている。</li> <li><input type="checkbox"/>記録を被害児童生徒等に無断で廃棄しない。</li> <li><input type="checkbox"/>被害児童生徒等に対して説明を拒むようなことがあってはならない。</li> <li><input type="checkbox"/>関係資料の散逸防止に努める。</li> </ul>
	7	<p>調査結果の説明・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に報告する。</li> <li>・事前に示した方針に沿って被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>教育委員会会議で議題として取り扱う</li> <li><input type="checkbox"/>報告する際、被害児童生徒等は調査結果に係る所見を添えることができることを伝える。</li> <li><input type="checkbox"/>調査結果は公表することが望ましい</li> <li><input type="checkbox"/>公表しない場合でも、再発防止に向け、他の児童生徒又は保護者に対して説明することを検討する。</li> </ul>
	8	<p>個人情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護条例・情報公開条例等に従い、適切に判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>個別の情報を開示するか否かは、条例等に照らして適切に判断する。</li> <li><input type="checkbox"/>個人情報保護を盾に説明を怠らない。</li> </ul>
再発防止・長期対応	9	<p>調査結果を踏まえた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の継続的なケアを行う。</li> <li>・再発防止策の検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>スクールカウンセラー等の専門家を活用する。</li> <li><input type="checkbox"/>加害児童生徒に対していじめの非に気付かせる。</li> <li><input type="checkbox"/>就学校指定変更等、弾力的な対応を検討する。</li> </ul>



# 資料

## いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### （定義）

- 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

#### （基本理念）

- 第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### （いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

#### （国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （学校の設置者の責務）

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

#### （学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児

童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### (保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

#### (財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

#### (いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### (地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### (学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする

#### (いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

## 第三章 基本的施策

#### (学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の

教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

## 第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### (いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

#### (学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

#### (校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

#### (出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

#### (学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

### 第五章 重大事態への対処

#### (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### (国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる



場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### （公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### （私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

#### （文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

## 第六章 雑則

### (学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

### (高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

### (検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

### 理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

# 北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年北海道条例第8号）

## 目次

- 第1章 総則（第1条-第10条）
- 第2章 いじめ防止基本方針（第11条・第12条）
- 第3章 いじめの防止等に関する基本的施策（第13条-第22条）
- 第4章 いじめの防止等に関する措置（第23条-第27条）
- 第5章 重大事態への対処
  - 第1節 道立学校に係る対処（第28条-第30条）
  - 第2節 私立学校に係る対処（第31条・第32条）
  - 第3節 市町村立学校に係る調査及び報告徴収（第33条）
- 第6章 北海道いじめ問題対策連絡協議会（第34条・第35条）
- 第7章 北海道いじめ問題審議会（第36条-第45条）
- 第8章 北海道いじめ調査委員会（第46条-第53条）
- 第9章 雑則（第54条）附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策に関し、基本理念を定め、道等の責務及び道民等の役割を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が互いの違いを認め合い、及び支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「学校」とは、道内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この条例において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

5 この条例において「重大事態」とは、次に掲げる事態をいう。

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたこと。
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていること。

#### （基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### （いじめの禁止）

第4条 児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

#### （道の責務）

第5条 道は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町村その他の関係する機関及び団体との緊密な連携協力の下、本道の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、基本理念にのっとり、その設置する学校（以下「道立学校」という。）におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 道は、市町村がいじめの防止等のための施策を策定し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 前項の規定によるほか、北海道教育委員会は、市町村が、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2章から第6章までの規定に従い、及び次章から第5章までの規定の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定、いじめの防止等に関する基本的施策、いじめの防止等に関する措置及び重大事態への対処に関する事務を適正に行うことができるよう、必要な指導、助言又は援助を行うものとする。

5 前2項の規定によるほか、北海道教育委員会は、市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）が、法第26条の規定に基づき、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けるために適切な措置を速やかに講ずることができるよう、必要な指導、助言又は援助を行うものとする。

（学校及び学校の教職員の責務）

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

（保護者の責務等）

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、基本理念にのっとり、国、道、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（道民及び事業者の役割）

第8条 道民及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒と触れ合う機会を大切に、当該地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

2 道民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めた場合に学校へ通報するなど、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（学校法人、国立大学法人及び学校設置会社への情報提供等）

第9条 道は、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）、国立大学に附属して設置される学校を有する国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）及び学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。）が、法の規定に従い、及びこの条例の規定の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を適切に実施することができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（国との連携等）

第10条 道は、国と連携協力していじめの防止等のための対策の推進を図るとともに、いじめの防止等のための対策に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

## 第2章 いじめ防止基本方針

（北海道いじめ防止基本方針）

第11条 知事及び北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第11条の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（次条第1項において「国のいじめ防止基本方針」という。）を参酌し、共同して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「北海道いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 北海道いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 北海道いじめ防止基本方針においては、道立学校のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）その他の法令で定める権限の範囲内において、市町村、学校法人その他の道以外の学校の設置者が設置する学校をその対象とするものとする。

4 知事及び教育委員会は、北海道いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

5 知事及び教育委員会は、北海道いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道いじめ問題審議会の意見を聴かななければならない。

6 知事及び教育委員会は、北海道いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 知事及び教育委員会は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化及び道内外のいじめの防止等に関する先進的な取組を勘案し、並びにいじめの防止等のための対策の効果に関する評価を踏まえ、定期的に北海道いじめ防止基本方針の見直しを行い、必要に応じてこれを変更するものとする。

8 第4項から第6項までの規定は、北海道いじめ防止基本方針の変更について準用する。

(学校いじめ防止基本方針)

第12条 道立学校は、国のいじめ防止基本方針及び北海道いじめ防止基本方針を参酌し、その道立学校の実情に応じ、当該道立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 道立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、当該道立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民の参画を得るとともに、当該道立学校に在籍する児童生徒の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 道立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 道立学校は、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを変更するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、学校いじめ防止基本方針の変更について準用する。

### 第3章 いじめの防止等に関する基本的施策

(道立学校におけるいじめの防止)

第13条 教育委員会及び道立学校は、道立学校に在籍する児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な生徒指導を推進しなければならない。

2 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校におけるいじめを防止するため、当該道立学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動の推進、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該道立学校の教職員に対するいじめの防止に関する理解の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第14条 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、当該道立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の道立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査を行うに当たっては、質問票の使用及び児童生徒への面談その他の適切な方法により行うものとする。

3 第1項に定めるもののほか、教育委員会は、各道立学校におけるいじめの防止等の取組状況に関する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該道立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

5 教育委員会及び道立学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

6 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関等との連携等)

第15条 道は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備を行うものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第16条 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止等を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(学校評価等における留意事項)

第17条 教育委員会は、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、道立学校の評価及び道立学校の教職員の評価において、いじめの防止等の取組に係る評価が適正に行われるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第18条 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育(情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方及び態度を養うことを目的とする教育をいう。)の充実を努めるとともに、保護者に対して、必要な啓発活動を行うものとする。

2 教育委員会は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、学校、児童生徒及びその保護者に対し最新の情報を提供する等必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第19条 教育委員会は、いじめの未然防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項並びにいじめの防止等のための対策の実施状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第20条 道は、いじめの実態及びその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(大学等との連携)

第21条 教育委員会は、道内外のいじめの防止等に関する先進的な取組に係る情報の収集、教職員に対するいじめの防止等に関する研修、いじめの防止等に資する調査研究その他のいじめの防止等のための対策を効果的に実施するため、専門的な知見及び人材を有する大学、民間団体等との日常的な連携協力体制を構築するものとする。

2 教育委員会は、専門的な知見及び人材を有する大学、民間団体等と連携し、いじめの防止等に係る教員の積極的な研究活動を促進するものとする。

3 教育委員会は、大学において行われる教員の養成に関して、いじめに適切に対処できる資質の向上及び能力の育成に資するよう、大学の求めに応じて協力するとともに、大学に対して必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 道は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 いじめの防止等に関する措置

(道立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第23条 道立学校は、当該道立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該道立学校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第24条 道立学校の教職員、教育委員会の事務部局の職員その他の児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 道立学校は、前項の通報を受けたときその他当該道立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 道立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該道立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 道立学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒についていじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 道立学校は、当該道立学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こることのないよう、いじめの事案の円滑な解決を目指して、これらの保護者の理解と協力の下、当該いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 道立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該道立学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(教育委員会による措置)

第25条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該報告に係る道立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第26条 道立学校の校長及び教員は、当該道立学校に在籍する児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童生徒に対して懲戒を加えるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 道は、市町村、学校法人その他の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

- 2 道は、市町村、学校法人その他の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒のうち指導上配慮を要する者の進学及び転学に際し、当該いじめの事案に係る情報についての学校間の引継ぎが個人情報の取扱いに配慮しつつ、確実かつ適切に行われるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

## 第5章 重大事態への対処

### 第1節 道立学校に係る対処

#### (重大事態の発生に係る報告)

- 第28条 道立学校は、当該道立学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した疑いがあると認める場合には、教育委員会を通じて、その旨を知事に報告しなければならない。道立学校に在籍する児童生徒又はその保護者から当該道立学校に対して当該児童生徒に重大事態が発生し、又は発生した疑いがあるとの申立てがあったときも、同様とする。

#### (教育委員会による対処)

- 第29条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けたとき、又は道立学校に在籍する児童生徒若しくはその保護者から当該児童生徒に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあるとの申立てがあったときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、北海道いじめ問題審議会に調査を行わせるものとする。この場合において、北海道いじめ問題審議会は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、質問票の使用その他の適切な方法をとるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その調査の結果を知事に報告するものとする。この場合において、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望するときは、当該児童生徒又はその保護者の意見を記載した書面を添付するものとする。

- 3 教育委員会は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

- 4 教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### (知事等による対処)

- 第30条 前条第2項の規定による報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、北海道いじめ調査委員会に同条第1項の規定による調査の結果について調査を行わせるものとする。

- 2 知事は、前項の規定による調査を行わせるに当たっては、あらかじめ、北海道いじめ調査委員会の意見を聴かなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 4 知事は、第1項の規定による調査が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならない。

- 5 知事及び教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

### 第2節 私立学校に係る対処

#### (重大事態の発生に係る報告)

- 第31条 学校法人が設置する学校は、当該学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した疑いがあると認める場合には、法第31条第1項の規定に基づき、その旨を知事に報告しなければならない。

#### (知事による対処)

- 第32条 知事は、学校法人又はその設置する学校に対して、法第28条第1項の規定に基づき行った調査の結果について報告を求めるものとする。

- 2 前項の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、北海道いじめ調査委員会に、学校法人又はその設置する学校が法第28条第1項の規定に基づき行った調査の結果について調査を行わせるものとする。

- 3 知事は、前項の規定による調査を行わせるに当たっては、あらかじめ、北海道いじめ調査委員会の意見を聴かなければならない。

- 4 知事は、第2項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 5 知事は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 第3節 市町村立学校に係る調査及び報告徴収

- 第33条 教育委員会は、市町村が設置する学校で発生した重大事態に関し必要があると認めるときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第53条第1項の規定に基づき、必要な調査を行うものとする。

- 2 教育委員会は、市町村が設置する学校で発生した重大事態に関し必要があると認めるときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項の規定に基づき、市町村長又は市町村教育委員会に対し必要な報告を求めるものとする。

## 第6章 北海道いじめ問題対策連絡協議会

### (設置等)

第34条 道は、北海道におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定により、知事又は教育委員会の事務部局、北海道警察、学校、児童相談所、法務局その他の関係者により構成される北海道いじめ問題対策連絡協議会（以下この章において「連絡協議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。  
（地域における連携）

第35条 教育委員会は、連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、連絡協議会と市町村教育委員会並びに各地域におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第7章 北海道いじめ問題審議会

（設置）

第36条 北海道におけるいじめの防止等のための対策の推進を図るため、教育委員会の附属機関として、北海道いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第37条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。  
(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務 2 審議会は、いじめの防止等のための対策の推進に関し、教育委員会に意見を述べることができる。（組織）第38条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第39条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) いじめの防止等に関する知見を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び特別委員は、北海道いじめ調査委員会の委員及び特別委員と兼ねることができない。

（会長及び副会長）

第40条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第41条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第42条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員又は特別委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（関係者の排除）

第43条 審議会は、第29条第1項の規定により重大事態に係る調査審議を行う場合において、委員及び特別委員に当該重大事態に係るいじめの事案の関係者と直接的関係又は特別の利害関係を有する者がいることにより当該調査審議の公平性及び中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該調査審議に参加させないことができる。

（秘密の保持）

第44条 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長への委任）

第45条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第8章 北海道いじめ調査委員会

（設置）

第46条 第30条第1項又は第32条第2項の規定による調査その他のこの条例の規定によりその権限に属させられた事務を行うため、知事の附属機関として、北海道いじめ調査委員会（以下この章において「調査委員会」という。）を置く。

（組織）

第47条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。



2 調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。  
(委員及び特別委員)

第48条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) いじめの防止等に関する知見を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員及び特別委員は、審議会の委員及び特別委員と兼ねることができない。  
(委員長及び副委員長)

第49条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(会議)

第50条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 調査委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。  
(関係者の排除)

第51条 調査委員会は、委員及び特別委員に調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案の関係者と直接的関係又は特別の利害関係を有する者がいることにより当該調査審議の公平性及び中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該調査審議に参加させないことができる。

(秘密の保持)

第52条 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長への委任)

第53条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

## 第9章 雑則

第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

## 附則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して3年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

